

平成30年10月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 平成30年10月18日（木）午前10時
- 2 招集場所 会北中学校会議室及び本庁第3委員会室
- 3 出席者
教育長 大場 健哉
教育長職務代理者 武藤 修吉
二番委員 遠藤 一幸
三番委員 高橋 明子
四番委員 荒 明 美恵子
- 4 出席職員
教育部長 江花 一治
教育部参事 佐藤 健志
教育総務課長 大瀧 浩信
学校教育課長 坂口 伸
生涯学習課長 田部 一
文化課長 植村 泰徳
中央公民館長 栗城 由紀
教育総務課長補佐 佐藤 裕市
学校教育課長補佐 瓜生 昭彦
生涯学習課長補佐 田中 勲
文化課長補佐 鈴木 宏康
中央公民館長補佐 佐藤 誠
- 5 閉 会 午後3時21分

平成 30 年 10 月教育委員会定例会

日 時 平成 30 年 10 月 18 日 (木) 午前 10 時

会 場 会北中学校 会議室

次 第

1 開 会

2 会期の決定

3 書記の指名

4 会議録の承認

5 報告事項

(1) 行事等の報告 (教育総務課) P 1

(2) 教育長の報告

報告第 17 号 共催、後援等の承認について (教育総務課) P 2

報告第 18 号 喜多方市立小・中学校適正規模・適正配置保護者・地域
意見交換会の結果について (学校教育課) 別冊

6 協議事項

協議事項 5 平成 29 年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況の点検・評価について (教育総務課) 別冊

協議事項 6 喜多方市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針策定の
進め方等について (学校教育課) 別冊

協議事項 7 喜多方市公共施設等総合管理計画における勤労青少年ホーム、
厚生会館及び中央公民館分館の方向性 (案) について
(教育総務課) P 5

協議事項 8 喜多方市公共施設等総合管理計画における喜多方市立図書館の
方向性 (案) について (文化課) P 7

協議事項 9 喜多方市公共施設等総合管理計画における喜多方市郷土民俗館
等の方向性 (案) について (文化課) P 9

7 その他

(1) 教育長及び各委員から

(2) 事務局から

8 連絡事項

(1) 平成 30 年度教育委員会会議の開催日程 (案) について (教育総務課) P12

9 閉 会

教育長 おはようございます。

 全員おそろいになりましたので、これより、平成30年10月教育委員会定例会を開催いたします。

 開催時刻は午前10時ということでお願いします。

 次に、会期の決定についてお諮りします。会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

 ＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしと認めます。会期については本日1日と決定いたします。

 続いて、書記の指名についてお諮りいたします。書記については、教育総務課長補佐の佐藤裕市を指名したいと思いますですが、ご異議ございませんか。

 ＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしと認めます。それでは、書記には教育総務課佐藤裕市総務課長補佐を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

 続いて、4番の会議録の承認について取り上げます。

 会議録についてであります。訂正事項がありましたらまず発言をお願いします。よろしいですか。

 ＜なしの声あり＞

教育長 では、会議録については特に訂正はないということでもありますので、承認についてお諮りいたします。議事録については提出があったとおり承認するというのでよろしいでしょうか。

 ＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしと認めますので、議事録については承認することといたします。

 次に、報告事項について取り上げます。

 今回の報告事項についてはこの横にありますように（１）行事等の報告、（２）教育長の報告とあります。

 最初に、行事等の報告についてであります。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、行事報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

 前回、9月の定例会の翌日、9月26日から本日までの行事等についての報告で、8件の行事等がございました。日時、行事名、開催場所、出席いただいた皆様については記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。ご確認いただきたく

よろしくお願いいたします。以上です。
 教育長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。よろしいですか。
 <なしの声あり>
 教育長 それでは、(1)の行事等の報告については、これを承認することにご異議ございませんか。
 <異議なしの声あり>
 教育長 異議なしと認め、報告事項(1)の行事等の報告について承認することといたします。
 続いて、(2)の教育長の報告の報告第17号で共催、後援等の承認についてということですが、これについて事務局の説明を求めます。
 教育総務課長 報告第17号共催、後援等の承認についてでございますけれども、喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、9月の定例会以降、共催を4件、後援を5件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の認定に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。それぞれの内容等につきましては、各担当から説明させていただきます。
 学校教育課長 共催4件のうち、学校教育課は共催今回3件でございます。
 1番、事業名、喜多方プラザ自主文化事業・中学校合同芸術鑑賞事業ということで、10月11日、市内全中学校の約1,200人を対象にしての合同芸術鑑賞事業でございます。会場、それから申請者等につきましては記載のとおりでございます。
 2つ目、2点です。事業名、福島民報新聞杯2018福島県中学校新人ソフトボール大会、中体連の新人大会の県大会、ソフトボール大会が今回、喜多方で開催されます。27、28日、両日、押切川公園スポーツ広場、それからひばりが丘球場、野球場等を使つての大会となります。男子2チーム、県内から女子16チーム参加しての大きな大会でございます。会場以下につきましては記載のとおりでございます。
 続きまして、3件目、3、第37回公開研究発表会、第一小学校、37年目になりました公開研究事業ということで11月9日に開催されたものでございます。会場以下につきましては記載のとおりでございます。
 以上、学校教育課は3件です。以上です。
 生涯学習課長 生涯学習課関係の共催1件、後援4件についてご報告申し上げます。

ます。

なお、事業名から内容がご推察いただけると思うものにつきましては説明を省略させていただきます。

まず、3 ページ目の一番下でございます。

4 番、秋の喜多方・2018長床ウォークでございます。開催時間につきましては記載のとおりでございます。

なお、申し込み状況でございますが、きのう現在で1,300人の募集人員に対しまして900人を超える申し込みが既に来ているところでございます。

次に、後援関係について申し上げます。

5 番、第39回 F T V 旗争奪福島県リトルリーグ野球秋季マイナー大会でございます。これは小学校3年生、4年生を対象として、日ごろ、大会出場の機会のない児童に大会を通して誠実や勇気を学んでもらうことを目的に開催されているものでございます。開催時間につきましては記載のとおりでございます。

次に、6 番でございます。2018喝祭きたかたでございますが、これは平成13年度から開催されております「会津喜多方 Y O S A K O I 庄助祭り」を今年度から「喝祭きたかた」と改称いたしました。改称されまして実施されるものでございます。本市における新しい祭りとしての定着を目指して地域の活性化の一助とするとともに、人との触れ合いや感動、伝統文化への継承を図ることを目的に開催がなされているものでございます。開催時間につきましては記載のとおりでございます。

1つ飛びまして8番目、ダンスムーブメント2018第28回レオキッツダンススタジオ発表会でございます。これは生涯スポーツとして年齢や体力、技術を応じたダンスを普及し、ダンスを通して幅広い年齢の交流や健全な心と身体をつくり、地域社会に貢献することを目的に開催されているものでございます。なお、発表団体にはダンスムーブメントスポーツ少年団も入っているところでございます。開催時間につきましては記載のとおりでございます。

一番下の9番でございます。ピティナ・ピアノステップ喜多方地区でございます。これは目的が幼児から大人までの幅広い年代の趣味からプロ志向までの全てのピアノ愛好者が参加できるステージを設けることによりまして、地域文化の向上を図るとともに、参加者、聴講者が調和の中に音楽を楽しんでいただくことを目的として開催されているものでございます。なお、前年度は30

年3月3日土曜日に開催されております。

ピティナでございますが、正式名称を一般社団法人全日本ピアノ指導者協会と申しまして、ピアノ指導者によって構成される全国組織の法人でございます。昭和60年に当時の文部省の所管の社団法人となりまして、平成24年に一般社団法人となつてございます。現在は1万3,500人の会員が所属している団体で、全国400カ所に連絡所があり、さまざまな音楽指導などの関連したイベント、セミナーなどを開催しております。

なお、この事業につきましては、前年度もメイン後援を行っておりまして、ほかにメイン後援をしているのが文部科学省、あと喜多方プラザ文化センター自主文化事業推進協議会もメイン後援を行っている事業となっております。開催時間につきましては記載のとおりでございます。以上です。

文化課長

それでは、後援の部分で文化課所管分をご説明いたします。

4ページの7番になります。事業名、2018年喜多方事件研究報告会であります。開催日以下につきましては記載のとおりでございます。

事業の内容でありますけれども、明治15年にありました自由民権運動の喜多方事件についての講演会並びに研究報告会であります。また、あわせましてこの団体が実施いたしました地域の若い世代にこの事件のことを伝えるためという事業として、自由民権運動喜多方事件の作文、小論文コンテストを行いまして、その表彰式もあわせて実施されるという内容でございます。以上です。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま共催4件、後援5件について説明がありましたが、このことについてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

では、お諮りいたします。ただいまの報告事項、共催、後援等の承認についてであります。この報告について承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

異議なしと認め、報告事項第17号共催、後援等の承認については承認することといたします。

続いて、報告第18号喜多方市立小・中学校適正規模・適正配置保護者・地域意見交換会の結果についてに移ります。

事務局の説明を求めます。

それでは、報告第18号喜多方市立小・中学校適正規模・適正配置保護者・地域意見交換会の結果についてということで報告させていただきます。

喜多方市立小・中学校の適正規模・適正配置に関し、保護者及び地域意見交換会を開催したので、その結果につきまして喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するとするものでございます。

まず、これから報告いたします報告書の別紙1、これは委員の皆様には先だって開放させていただいたところですが、きのう、庁内の検討委員会がございました。幹事会との合同会ですが、別紙1につきまして大きく整理させていただきました。

それでは、1ページをお開き願います。

1の目的から申し上げたいと思います。まず、保護者意見交換会ということで、これは地域意見交換会もそうですが、委員の皆様にもご出席をいただきました。大変ありがとうございました。小・中学校適正規模・適正配置に係る基本方針、実施計画の策定の参考とするためにということで、子供たちにとって望ましい学習環境や将来の小・中学校のあり方等について、小・中学生、未就学児の保護者の皆様の考え、意見等を把握することを目的として実施したものでございます。期間につきましては、7月25日から8月2日にかけて、計7中学校区、7会場を訪問させていただきました。

3の実施方法につきまして、保護者意見交換会の実施に当たっては、事前に各小・中学校においてPTAの会合など多くの保護者が参集する機会、保護者による話し合いの場を設けて保護者の意見を取りまとめた今回は運びとなりました。各校の保護者の代表者の皆様にそれら意見を持ち寄っていただいて、さらに当日は未就学児の保護者の参加も呼びかけ、7つの中学区ごとに意見交換したということでございます。24の小・中学校へPTAの役員の皆様が中心となりまして、それぞれの小学校、中学校でご意見を持ち寄っていただいたのがこの意見交換会でございます。

4の日程並びに会場につきましてはごらんのとおりです。

5、事務局からの出席につきましては、9名お邪魔いたしました。

2ページをごらんいただきます。

参加者につきましては、91名ということで最終的な整理をさせていただきます。

7番総括としましては、保護者意見交換会は、望ましい学習環境や将来の小・中学校のあり方等について小・中学生、それから未就学児の保護者の立場から意見が出されました。

大きく総括させていただきます。6項目、大きく6つに大別することができました。1つ目が、少人数教育の充実と現状の維持、2つ目が新たな学校スタイル、3つ目が子供の意見の尊重、4つ目として地域とのかかわり、5つ目に部活動関係、これは主に中学校でございます、部活動の多様性、6、その他ということで大別することができました。

それぞれの代表的な意見を精査していただきましたのでちょっとごらんいただきたいと思います。次のとおり申し上げたいと思います。

まず、(1)、1つ目です。少人数教育の充実と現状の維持ということで、代表的なご意見を紹介させていただきます。

①今のままでできることはないのか。例えば、体育の時間は他の学年と一緒にやるとか、学年に1人、2人しかいないときはその学年は初めから別の学区に行くとかの方法を考えてほしいというようなご意見を含めまして、多くのご意見を頂戴したところです。

(2) 新たな学校スタイルということで、①西会津町で行った統廃合はよかったと思う。大規模な統合も検討すべきである。

次は4番、親の立場としては、幼少中一貫であれば楽に感じる。子供たちも活動の幅が広がると思う。このようなご意見も頂戴したところです。

(3) 子供の意見の尊重、①適正規模・適正配置について大人だけで話し合っている。この問題は子供に判断はできないと思う。まずはお互いが他の学校との交流学习などを通して、その後、子供の意見などを募ってみてはどうかというようなご意見。

(4) としまして、地域とのかかわり、①子供がかかわって地域行事が成り立っていることが多い、学校がなくなると行事に参加できるのか不安である、②学校がなくなると、祭りや運動会、あいさつ運動などの地域との触れ合いがなくなるのが寂しい等々のご意見をいただいたところです。

(5) 部活動の多様性、①第三中学校では廃部になった部活動もある。部活動の選択肢が少なく、子供たちがやりたいものを見つけれないとするもの、あるいは②小さい学校は部活動がふえない、子供たちにとってメリットがない、こういったようなご意

見もまとめさせていただきました。

(6) としまして、その他、これはその他としてさまざまな意見がありました。代表的なものを整理させていただきました。

②学区を取り払い、自由に大規模校、小規模校を選ぶことができるようにしてはどうか。③取り組みにスピード感がない。意見をよく聞くのもいいんだけど、行政主導で行ってもよいのではないかといったご意見。4 ページ上になりますが、6 番、大規模・小規模校それぞれメリット、デメリットがあって決められない、学校がなくなるのは寂しいけれども、というようなご意見等。

以上、保護者の皆様を対象としました意見交換会の総括をさせていただきます。

続きまして、5 ページをお開きください。

地域意見交換会ということで、目的、今回は、今度は市内の小学校との地域住民の皆様の考え、意見等を把握することを目的として実施させていただきました。小・中学校のあり方や実施計画、基本計画の作成の参考とするためということとは同じでございます。

期間につきましては、8 月 6 日から約 1 月をかけまして、小学校区ごとに計 16 会場にお邪魔いたしました。

実施方法としましては、全ての小学校区ごとの地域住民を対象に、全 17 小学校区で実施することとした。実施に当たりましては、各行政区長様には直接文書にて案内を出させていただきましたり、案内文書の全戸回覧、市のホームページ掲載等、地域の住民の皆さんに参加を呼びかけたところです。

なお、熱塩小学校、加納小学校におきましては同時開催ということでしたので、計 16 回の地域意見交換会を実施したというところでございます。

4 番、日程、会場等につきましてはごらんのとおりです。出席した我々事務局職員としましては、2 案に分けてそれぞれこの日付に各地区に赴いたというところでございます。

6 番、参加者でございます。合計 95 名ということで、こちらも先ほど同様、教育委員の皆様にも複数回にわたってご参加いただいた委員の皆様もいらっしゃいます。本当にありがとうございます。

6 ページ下になります。

今回、地域意見交換会の総括ということでまとめさせていただきました。

望ましい学習環境や将来の小・中学校のあり方、これは先ほどの保護者意見交換と重なる部分でございます。地域住民として地域と学校の関係を中心とした意見が多く出されたと。総括いたしますと、こちらにつきましても6点について大別することができましたが、ちょっと触れさせていただきます。

1つ目としましては、地域と学校のあり方、2つ目、少人数教育の充実と現状の維持、3つ目、小・中一貫教育の実施、4つ目、部活動の多様性、5つ目、学区の見直し、6つ目がその他ということで大別させていただきました。これらにつきましても代表的な意見を整理させていただきましたので、ご紹介申し上げます。

地域と学校のあり方というところで、①松山町の多くの児童が第一小学校に通っている。松山町のまちづくりを進める上では同じ学校で学んでほしい。学区に関するところでございます。

7ページ一番上、右の上でございますけれども、大切なのは地域のコミュニティーだと思う。今後、しばらく児童数がそれほど変わらないのであれば、現状を維持していただき教育効果を高めていただきたい。

(2) 少人数教育の充実と現状の維持ということで、自分自身は複式学級で学んできて特に問題はなかった。少人数でもよいのではないかと思う。②人間の教育というのは、競争だけではなくて一人一人の特性を伸ばすことも大事ではないか。少人数のほうがいい面がたくさんある。こういったご意見も頂戴したところで。

(3) 小・中一貫教育の実施。会北小学校区は、小学校を1校にし、地域が維持できるような環境をつくり出していくべきではないかと思う。幼・小・中一貫教育がよいと思う。②この現状では、統合は必須だと思う。中学校に小学校の併設がよいと思う。統合しても、自分が住んでいる地域に誇りを持てるようにしたい。貴重なご意見をいただいたところです。

(4) ①です。サッカー部や剣道部などの部活動は市全体で行うことができるかどうか考えるべきである。②それぞれの中学校ごとに1つの部活動を強化するなど、何か特色を持たせる考え方もいいのではないか。③統合するなら、部活動の指導者として地域の人材を活用するなど、地域とのかかわりを積極的に進めてほしい。

(5) 学区の見直しということです。①中学校は、将来を見据えて広い地区で考えて計画が遅くならないようにしてほしい。あ

るいは、③塩川小学校の児童の一部を堂島小学、姥堂小、駒形小学校、それぞれの小学校に振り分けてはどうか。学区をもとに戻すという考えがある。

その他としましては、こちらもいろいろなご意見等頂戴したところです。1つだけ、①ご紹介いたします。障害を持つ児童・生徒が通常の学校の児童・生徒と触れ合ったり交流したりすることもこれからの学校のあり方の1つであるとする。大変貴重なご意見でありました。

以上、この辺が地域意見交換会、先ほどの主な保護者との意見交換会の部分でございます。

以上、報告書として報告させていただくものでございます。

なお、一緒に配付させていただきましたもの、これは保護者の意見交換会、地域意見交換会で附属資料として各会場での意見をまとめさせていただいたものです。なるべく皆様のご意見に近い聞き取り、そのままの表現で出させていただきます。なお、後ほどごらんいただければと思います。

以上、適正規模・適正配置保護者・地域意見交換会の結果についてご報告申し上げます。以上です。

教育長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対してご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、特にご質問、ご意見等がないということで、お諮りいたします。ただいまの報告第18号喜多方市立小・中学校適正規模・適正配置保護者・地域意見交換会の結果についてであります、このことについて承認することでご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

じゃあ、異議なしと認め、告第18号喜多方市立小・中学校適正規模・適正配置保護者・地域意見交換会の結果については承認することといたします。

以上で報告事項については終わります。

次に、6番の協議事項を取り上げます。

協議案件として協議事項5から9まであるのですが、大変申しわけありませんが、協議事項の順番を変えたいと思います。

まず、ここをお諮りいたします。協議事項の5をちょっと内容的に盛りだくさんでありますので、協議事項の9の次、協議の最後に持ってきていたいと思うんですが、これについてよろしいでしょ

うか。いいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、協議事項の5を協議事項9まで終えた後、最後に行うということをお願いします。

それでは、協議事項全体について事務局から加筆、訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

協議事項の6につきまして、今回、差しかえさせていただきまして、机の上に置きましたそちらをごらんいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

教育長

では、今ありましたように協議事項6の内容については差しかえ文書で対応するということですので、これについてよろしいですか。

<はいの声あり>

教育長

それでは、協議事項の6番目、喜多方市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針策定の進め方についてということですが、これについて事務局からの説明を求めますが、内容的に別紙2から7のところまで一括して説明をお願いしたいと思います。事務局、よろしいでしょうか。

学校教育課長

それでは、別紙2から別紙7まで一括でご説明を申し上げたいと思います。

小・中学校適正規模・適正配置の基本的な進め方ということでお示ししたいと思います。

1、初めにというところ、4行目右側になります。子供たちにとってより望ましい学習環境を目指した教育的な視点で地域全体について検討を進めるものとする。防災や地域コミュニティの核としてさまざまな機能を持つ学校の性格を踏まえ、地域の実情と保護者や地域住民の考え方、要望等を十分把握しながら丁寧な説明と議論を行い、地域住民の理解と協力を得て取り組みを進めるということとしたものでございます。

なお、この下にございますが、文科省から出ております公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引等につきまして、また先進的な取り組みを実施している市町村の自治体等を参考に検討を進めてまいりたいと思います。

大きな2番目としまして、基本的な考え方として大きく基本方針というものと実施計画というものを策定したいと考えてございます。

(1)の基本方針につきましては、教育委員会としての理念や

基本的な考え方、方向性、取り組みの進め方等を整理して策定するものでございます。

実施計画につきましては、基本方針に基づいた地域の実情を踏まえながら具体的な取り組みとその進め方、課題やその対応策等を検討し整理した上で、実施計画を策定するとしたものでございます。

大きな3番目でございます。基本方針と実施計画策定の流れとしまして、基本方針につきましては昨年度実施しましたアンケート調査の結果、そして先ほど報告させていただきました今年度実施しました保護者や地域住民との意見交換会、結果を参考にしながら案を作成し、パブリックコメントを経て決定していきたいとするものでございます。

2の実施計画につきましては、作成に当たりましては基本方針に基づき案を作成し、保護者や地域住民との協議を行って決定していくと、このようにしたいとするものです。

大きな4番です。実施に当たっての考え方ということで、基本方針を受けまして実施計画を策定していくわけですが、実施計画の中でそれぞれのエリアであったり地域、これは中学校区ということではないんですが、今後、お示ししていくような地域の決定したところから順に実施に移していくというような考えでございます。

2ページになります。

5の推進体制ということで、ここに示させていただきました大きく4つの委員会、会議、審議会等の推進体制でそれぞれ進めてまいりたいという考えでございます。

まず、(1)が喜多方市立小中学校適正配置等庁内検討委員会、昨日、この幹事会、検討委員会の合同会を実施させていただいたところです。

それで、教育委員会。これは方針、それから実施計画案等について協議を行っていただきまして、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会からの答申を踏まえ、その基本方針、実施計画として決定するというところでございます。後ほど、スケジュール等ご案内申し上げたいと思います。

(3)番、総合教育会議、本日午後、開催していただくこととなりますが、市長、教育長、教育委員で構成する総合教育会議につきましては、基本方針案、実施計画案等について協議、調整を行っていただく会議でございます。

それから、(4) 番です。教育委員会からの諮問に応じ、小・中学校適正規模・適正配置に係る基本方針案、実施計画案について調査、審議して答申いただく審議会、これは11月の開催、立ち上げを考え計画しているところでございます。

なお、基本的な流れということで下に図をお示ししてございますが、今回、別紙の3、別紙の4ということで詳しく作成させていただきましたので、そちらでお話しさせていただきたいと思えます。(「途中ですけれども、私から補足をさせていただきたい」の声あり)

教育部参事

今ほどご説明申し上げました基本的な進め方については、7月の教育委員会の定例会において皆さんとご協議して内容的にご承認いただいているという内容でございます。

今回、お示ししますのは、2ページ目、裏面の推進体制の部分について具体的に表記させていただいて、さらにスケジュールも今回、示させていただくということで、ちょっと7月は重複しますけれども、そういった形で今回、ご協議をお願いしたいとするものでございます。よろしくお願いします。

教育長

この案件についてはまずよろしいですか。

<なしの声あり>

学校教育課長

それでは、別紙の3をごらんいただければと思います。

全体のスケジュールということで案をお示ししたいと思えます。

上から基本方針の策定、実施計画の策定、適正配置の実施ということで、それぞれの策定、実施につきまして3段に分けて表記させていただいてございます。

まず、2018年度から2022年度、元号が変わりますが、平成34年度前半までの部分ということで全体スケジュールをお示したものでございます。

基本方針の策定、今年度中ですが、素案の作成、案の検討・調整というのを年度をまたいでというようなお示しになっておりますが、別紙4で詳しくございますので、別紙3の全体の今後のスケジュールというもの、それから下、会議のそれぞれの開催、今後予定されるものをまとめてございますので、策定の流れとともにごらんいただければと思います。

それでは、今年度から来年度当初8月ぐらいまでの詳しいものを別紙4でまとめてございますので、ごらんいただきたいと思います。

基本方針の策定ということで、今、まさに方針の素案作成、教育部内の作業をしてございますが、10月のところ、下に検討委員会（幹事会）から議会对応までということで詳しく、もう決まっているものにつきましては日付も入れさせていただきました。

ちょうど、きょうが教育委員会10月18日ということでの黒丸でございます。この後、10月29日の臨時会、審議会第1回目が11月7日立ち上げということを含め、それぞれ検討委員会、教育委員会、総合教育会議等の上との作業の流れとともにごらんいただけるようにまとめたものでございます。

一番上の矢印でございますが、方針案の検討・調整につきましては、年度はまたぎますが、ある程度の形をもって5月のところで案の決定、1カ月のパブリックコメントを経て案の最終調整、方針の決定としては8月上旬を計画してございます。

なお、それぞれ案の決定、方針の決定には、ここにあります黒丸の部分、検討委員会初め教育委員会、総合教育会議等詳しく入れておきましたので、なおごらんいただければと思います。

続きまして、別紙の5になります。今、ごらんいただきました別紙の4のそれぞれの委員会、審議会等、会議等のスケジュール（案）ということでお示しさせていただきましたのが別紙5でございます。

例えば、10月17日、昨日は庁内検討委員会におきまして、この資料等につきましていろいろ検討いただいたところです。本日午前中、まさにこの会、10月18日の教育委員会定例会、午後行われます総合教育会議、このような内容でということで、これ以下につきましても臨時会その他入れておきましたので、先ほどの別紙4の内容とともにごらんいただければと思います。

別紙の5をごらんください。

喜多方市立小・中学校適正規模適正配置に関する基本方針、この素案を作成始めたいと考えておりますけれども、記載項目としまして、案としてお示ししたいとするものでございます。まず、大きく5つ基本方針の中に入れたいと考えてございます。

1つ目が基本方針の策定に当たってということで、基本方針の策定の趣旨、計画、これまでの取り組み等について記載することによって整理させていただきました。

2つ目、本市の小・中学校の現状。今度はそれぞれの小・中学校の現状としまして、学校数、児童・生徒数、学校の規模の現状、それからこれまでの推移、今後の見通し等について、これは数で

あったり状況であったり等についての記載を主体するものです。

大きな3つ目としましては、本市が目指す学校教育と教育環境面での課題ということで、本市が目指す学校教育というのがこういうことだ、本市の小・中学校の現状は今こうだと、あと今後の見通しからの課題ということで記載させていただきたいと思います。

大きな4番としましては、適正規模・適正配置の基本的な考え方ということで、基本的な考え方、地域性の考慮と通学手段への配慮等、実施計画作成に向けた基本的な考え方について記載したいとするものでございます。

大きな5つ目としましては、適正規模・適正配置の進め方ということで、推進の手順や方法。

これを最後まとめ、大きく基本方針として、この5つについて盛り込んでいきたいと考えております。

最後になります。別紙の7をごらんください。

喜多方市立小中学校適正規模適正配置の審議会条例、この条例はさきの本年3月議会で議決されたものでございます。

第2条で委員25人以内をもって組織する。

第3条で、委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命するということで、(1)から(4)につきまして、委員の皆様の内容につきまして記載されてございます。

審議会員の皆様の委嘱の考え方、選び方ということで、1号委員の皆様から4号委員計25名につきまして、このように考え選定していきたい、人選していきたいという表でございます。

まず、1号委員は学識経験を有する者。真ん中、委嘱の考え方です。学校教育や学校の適正規模・適正配置について知識や見識を持つ大学教授等で、原則として任期の2年間継続できる方を委嘱するとしたものでございます。

選び方ということで右側の表のところになりますが、実際、今ちょっともう進めさせていただいてございます。会津若松市にございます会津大学の上級准教授を候補者として今進めてございます。この方は、会津若松市の現在、子ども・子育て会議の会長であったり、同市のこども園、幼稚園の統廃合にかかわって、適正配置にかかわった経験がおります。法学分野、法令等の専任でございまして、知的財産権等を専門とする大学教授の上級准教授ということでお示しさせていただきたいと思います。

2号委員につきましては、小中学校の児童又は生徒の保護者を

代表する者として、9名のこのような考え方で人選したいと考えてございます。委嘱の考え方としまして、小・中学校の保護者の中から旧市町村ごとに次のとおり委嘱したいということです。原則として任期の2年間継続できる方ということで、右側の選び方の欄を見ていただきたいと思います。

喜多方地区として一小、二小という地内から1名、それぞれ中学校学区に置きかえることができますが、松山、上三宮、二中で1名、三中だったら1名、一中学区より1名、熱塩加納から1名、塩川地区は2名、それから山都、高郷、それぞれ小・中から1名ずつということでの計9名を考えてございます。

3号委員は、小・中学校の校長を代表する者ということで、委嘱の考え方としましては、小学校と中学校の校長の中からそれぞれ1名を委嘱したいとするものです。原則として、こちらの皆様にも任期の2年間継続できる方としたいと考えております。

4号委員です。こちらはその他教育委員会が適当と認める者ということで、私どもも検討を重ねた部分でございます。

委嘱の考え方としまして、①地域の実情や地域性を考慮した審議を行うためということで、行政区長様の中から旧市町村ごとに9名、このように人選したいと、ご推薦をいただきたいと考えております。

②未就学児の保護者の意見も反映したいということで、市立のこども園の保護者の皆様の中から4名委嘱したいと考えております。

区長様におかれましてはほとんど年度末、年度初めでの改正等ございますので、こちら以外、先ほどから申し上げていますが、1号委員から3号委員、そして4号委員の②未就学児の保護者の皆様は、原則として任期の2年間継続できる方として選定したいとするものです。

最後の、その他教育委員会が適当と認める者について、右側の下をごらんください。行政区長様の中からは喜多方地区の行政区長から1名、旧市内、松山、上三宮から1名、岩月、関柴、熊倉から1名、慶徳、豊川から1名、熱塩加納で1名、塩川行政区からは2名、山都からは1名、高郷1名の合計9名を考えてございます。

また、未就学児の保護者としましては、旧市内、熱塩加納、塩川、山都・高郷ということで地区を分けさせていただきまして、それぞれ1名ずつの4名、このような選出を考えてございます。

以上、大変長くなりました。適正規模・適正配置の基本的な進め方ということで別紙の2から7まで大きく3点につきましてご説明申し上げます。以上、よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま、学校教育課長から別紙に基づいて2から7まで一括して説明していただきましたが、この内容についてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

高橋です。

これからの進め方というのを全体的に流れが見えてきた中で、前回、7月のころのスケジュールでイメージしていたところと少し違う、自分が思っていたのと違うかなという部分があったので、そのことについて質問したいんです。

一度、地域の保護者や地域の意見を聞いて、そして基本的な考え方をつくる。それに対して、また地域の人たちがまた意見を言ったり基本的な考え方についてどうかというのを考える場所というのがあると私は考えていたんですが、このスケジュール、別紙5ですとかそういうのを見ると、もう流れに乗って進んでいくというような、そういう感じがするのですが、この中に必要があればまた地域に戻してまた地域で話し合うとか、地域そのものの形が、場所が大きくなったり小さくなったりするという説明も前回受けたんですが、そういったことのまだ流動的な部分というのは別紙5の中からはちょっと酌み取れないような気がするんですが。別紙5だけではない、もっと長いスパン、別紙4もそうですけれども、そういう機会というのはあるんですか。地域にもう1回戻してもいいかなという、そういう機会というのはあるんでしょうか。

学校教育課長

別紙3がよろしいかと思しますので、ちょっと別紙3をごらんいただきたいと思います。

基本方針をまず本年度、年度をちょっとまたぐわけですが、案の検討ということで調整させていただきます。実は、この案のまず、とりあえず決定を来年度5月に考えてございますが、ここで一度、地域協議、地域の皆様ともというご意見が出たり、我々も今考えたりしている部分ではあるんですけれども、とりあえず今の案としましては、このまま案の決定というところからパブリックコメントをさせていただいて最終調整をしてから方針の決定。

同時に、実施計画の策定を下の第2段でやってまいります。来年度の計画案の決定を見た以降に、右側に今度なるんですが、こ

れから地域にまた入っていく、地域の皆様に説明して協議を設けさせていただいて、いろいろ調整をさせていただきたいということで考えてございます。

基本方針につきましては、私ども教育部、もちろん委員の皆様に見ていただく、ご審議いただくことになるんですが、こちらである程度の方針の決定をしていただく、実施計画でもって地域にお邪魔したいというのを大まかに考えてございます。（「わかりました」の声あり）

武藤委員

同じような感じなんですが、基本計画の決定と実施計画の決定というのは、適正規模審議会が設置されて、審議会の中でやるような形になるんでしょうか。

もう1点が、予算的なことはどの辺から論議になるのか、もし予想できればお伺いしたいんですけども。

教育部参事

私からちょっと詳しく説明させていただきたいと思います。

まず、それぞれの方針、計画の決定の流れといいますか、それらですが、別紙2の裏面の推進体制というのをごらんになっていただきたいなと思います。

ここにそれぞれ組織の役割がございまして、まず順番で申し下ますと基本方針、さらに実施計画もそうなんですが、いろいろなたたき台というものは当然、教育部内で学校教育課を中心に整理していくということになります。

そういった整理したたたき台について、庁内の検討委員会で、この検討委員会は幹事会と検討委員会本体の2段構えになっておりますけれども、まず庁内の検討委員会でそれぞれ、教育部局ばかりでなくて企画部局あるいはもう産業、建設、全て入っておりますが、そういった庁内の組織でもってまずは検討申し上げます。検討した結果を今度は教育委員会にお諮りして、委員の皆様と協議させていただくというのがその次の順番になります。

そして、教育委員会の中で協議をした結果を踏まえまして、今度は市長に入っていただきます総合教育会議の中で、今度は教育委員会と市長部局との協議調整を行うという順番になります。

その結果を審議会にお諮り申し上げて、審議会として審議していただく、これが1つの流れになります。

これは先ほどの別紙3の全体的なスケジュールの中の下の会議の開催のところで、丸がついていて線で結んであるかと思うんですが、それがこのような流れになるということで、例えば、基本方針であれば3つの流れ、つまり大きく3回に分けての検討、

協議、審議を行うという形になります。実施計画についても同じように会議の欄で3本の線が入っているかと思うんですけども、3回実施すると。

なお、決定に際しましては、基本方針については別紙3の2019年の7月、8月のところに線があって、最後、決定のところにラインが来ているかと思えますけれども、これについては案をつかってパブリックコメント、いわゆる公表して市民から意見を募る手法でございしますが、この期間1カ月とりまして、その後、パブリックコメントによって寄せられた意見への対応について、それぞれ先ほど申し上げました推進体制の中の組織でもって検討、協議、審議をしていただいて、最終的には教育委員会の中で決定していただくという流れになります。これが基本方針でございます。

実施計画につきましては、大きく基本方針と違うところは、最終的に決定をせずに、案とした段階で地域と協議する。地域の皆さんに説明して、協議して、その上で教育委員会として理解が得られたという判断のもとで実施ができるだろうという判断をした場合に、その地域の部分についての全体の計画、実施計画自体は1本なんですけど、実施計画の中はある程度の地域に分けて作り込みをしたいと思っておりますので、当然、協議もそれぞれの地域と協議していくということになります。その上で、理解が得られたと判断できた地域については、さらにまた会議を経て、最終的には審議会でもってそのエリア、地域の計画案の部分について答申をいただくと。答申をいただいたものについて、今度は教育委員会でそのエリアの計画として決定するという、ちょっと複雑な流れになるんですけども、進め方としてはそのような形で考えてございます。

したがって、別紙3の2020年度、3年目になりますが、この会議の欄は丸が入っていないくて必要に応じてという言葉になってあろうかと思えますけれども、そのタイミングを見て庁内検討委員会、教育委員会、総合教育会議、そして審議会に当たって答申を得ると。最終的には、教育委員会でもってその部分の計画について決定するという流れになりますので、具体的な丸は入っていないくてこのような表記になっているということでご理解いただければと思います。

あと予算の関係でございしますが、まず予算としては、当然、審議をしていくために必要となる予算、審議会の報酬だとかそういう

ったのは通常、来年度に向かってこれから計上することになるんですが、実際、適正配置に必要となってくる予算、例えば、学校の改修だとか、さらにいえば場合によっては学校を新しくつくりなさいいけない、大きく改修しなさいいけないということも想定されます。そういった部分については多額の経費がかかることになりますので、教育部門だけでは長期的な予算について決定することができないので、当然、先ほど申し上げました庁内の検討委員会あるいは財政当局と十分詰めていきまして、当然、中期財政計画という5年間の市の財政計画もございます。歳入歳出についてバランスをとる計画でございますが、その計画に計上して予算に上げていくということになりますので、具体的な適正配置に必要となる予算については方針、計画ができた後となりますので、その辺については2020年度、先ほど別紙3の中に適正配置の実施の欄、上から3段目の欄でございますが、細部の調整という表現をしてございますが、この辺の中で必要となる予算あるいは改修だとかそういった多額な予算が必要となる部分について、調整、検討してまいりたいということになりますので、実際の予算措置は2021年度に向けての予算の編成が適正配置の実際必要となる予算の計上になるのかなとは考えてございます。

ちょっと複雑な説明で申しわけございません。以上でございます。

武藤委員

意見なんです、また現時点で、いろいろな懇談会等やつの意見は、まだ何か具体性が出ていないせいか余り活発じゃないような印象を非常に受けているんですが、これがだんだん具体的になっていくと相当意見も出てくるのか。私、たまたま塩川なんですけれども、塩川は現状維持みたいな感じでこのままいっちゃうのかいろいろなケースが考えられるんですが、そのときに教育委員の意見というのがどこかで入るのか、皆さん、それぞれ思いはもしかしたらあるんじゃないかなと思うんですが。

教育部参事

先ほどの資料ですと、黒丸のついたところのものに見えますけれども、当然、毎月定例会の中でも、折を見て皆様方の考え、あるいはご意見などは頂戴しながら、方針、実施計画はつくっていくことになります。それはあくまでも協議の流れの中では会議のタイミング、黒丸しかついていないんですけれども、当然、これ以外の会議の中でも皆様からご意見をいただいて、あるいはその時点での作業の進捗状況等を説明申し上げながらご意見をいただくというようなことで考えてございますので、毎回のよう

こういった話題に今後はなつてこようかなと思いますので、その辺いろいろ問いただしていただけるようお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

武藤委員

もう一ついいですか。

ですから、議事録をとられている話じゃなくて、これは相当に大きい問題だと思いますので、ざっくばらんな意見の交換という場を1回何らかの形で設けたらいいんじゃないかなというのが私の意見です。以上です。

荒明委員

関連して。荒明です。

喜多方市立で指定の適正規模・適正配置の基本的な進め方については、地域住民の理解と協力を得て取り組んでいくということで、その流れに沿って詳細な計画がなされているわけなんです。が、私も実際に地域意見交換会とか保護者の意見交換会に出させてもらった感じたことは、やはりアンケートの段階で既に必要かどうかわからないという声が3割近くあったということと、それから交換会に来られる方は自分なりの考えとか持っていられる方で、多くの方はどうなんだろうなという、率直なところ。保護者の場合は、我が子の姿を中心にもちろん見て考えるわけだし、地域の方は地域全体の視野で学校がなくなると寂しいという視点でご意見を言うわけであって、これは本当に賛成、反対それぞれ出て当然だと思います。

私としては、現場で子供たちの指導に当たっている教員は、我が子というよりも集団の子供たちを見て、日々、ご指導に当たっているわけなので、ぜひ現場の教員の声、それも大規模校の教員と小規模校の教員の場合、もちろん感じることも違うでしょうし、それからいろいろな学校を経験しているわけですから、保護者が見る我が子を見ての意見とはまた違って、学校で子供たちを指導する立場でどういう子供たちを育てていかなければいけないかと日々考えている教員の視点はまた違うと思うので、現場の教員の声も吸い上げてほしいなというのはすごく思っています。

地域意見交換会の中でもそういう声は出たと思うんです。10ページにあります。たしか高郷小学校区だったと思うんですが、10ページの上から⑥のところに、一番現場のことを知っているのは先生方であって先生方のアンケートが欲しいということで、保護者もすごく悩んでいるところもあると思います。実際に先生方はどう思っているのかな、そういうのも聞きたい。その上で考えたいという声ももちろんあると思うので、やはりいろいろな保護

者、地域の方々に考えてもらうという段階で、現場の先生方、地元の学校で指導している先生方はどう思っているのかなというのもすごく参考になるのではないかなと思うので、ぜひ現場の声も聞いていただきたいなということを感じております。以上です。

教育部参事

今ほど、武藤委員と荒明委員からご意見いろいろとございましたので、まず武藤委員からございました委員さんの中で記録に残す、残さない、こういった方式じゃなく、みんなで話し合って協議をしていただく場面というのも今後、それは考えてまいりたいと思います。

荒明委員からありました学校の先生のアンケートだとか、あとは意見交換会の中で子供たちの話も聞いてほしいというのもありましたし、前に遠藤委員からもそういった要望を受けておりましたので、そういった具体的の実施計画をつくり上げていく中でどのように取り組んでいくか、手法等も含めて基本方針の中に網羅していくような形になります。

先ほど、別紙6の中で1から5番までの項目がございましたが、この一番最後に適正規模・適正配置の進め方という項目になりますが、実施計画をもとにつくっていくことになりますので、その中で地元の意見の吸い上げとか地元との話し合いの方法、あるいは子供たちからどのような形で子供たちの気持ち、考え方を読み取る手法を設けるか、あるいは学校の先生方はどのような考えを持ってられるのか、このような形で取り組むというような手法についても方針の中で詰めて記載してまいりたいと思いますので、十分、今、ご意見いただいた部分については実施計画をつくり上げるための1つの大きな手法として考えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長

今の内容でよろしいですか。

では、ほかにございますか。

高橋委員

委員の委嘱についてですが、4号委員の中に未就学児の保護者の意見というところがあって4名とありますが、私は、結局、実施するのが2023年度以降と、今のところの大まかな見通しはそこで目指しているわけなので、やはり今、未就学児である子供たちが小学校に入ってくるときに、喜多方市の学校がどうなっているのかというのが、未就学児の保護者と未就学児にとって物すごく大きなものなのに、その人たちの考え方とかそういったものがよくわからないままかなという感じがあるので、自分たちが将来、

自分たちの子供がどんな喜多方の学校で学んでいてほしいのかというものも、先ほどご説明ありましたけれども、地域の意見といえはそうなんですけれども、もう少し具体的に知りたいというか。もちろん、そういう意見を言う場を設けていても、実際に参加してくる人は未就学児のこども園の代表の方が1人、2人というような感じだったかなと思うので、できれば、もっとこども園、未就学児を持つ親たちが自分たちで考えて自分たちで進めていこうといった場を何とか設けることができないかなと感じるんです。

地域でそういったリーダーの素質がある方がいれば、地域で自然にそういったコミュニティというものができてくると思うんですが、残念ながら、何となく今の喜多方のこと、子供が少ないから仕方がないとか、お金がないから仕方がないとか、上で決めたことにはもう決まったんだからしょうがないみたいな、そういった受け身の感じしかしないので、自分たちでどうしたいんだというのを学んで、それから意見を言うという場、そういう場をつくってほしいとすごく感じます。

意見だけ言ってくださいという自分の現状しかわからないとなってしまうので、全体の今の課題とか全体のビジョンとかそういうことも考えていけるような、委員会とはまた違った組織になるかもしれないんですが、もう少し地元で考えてどうしたいかというのをやっていく、そういうグループというか、そういうのを育てていく余裕は少しあるのではないかなと。

やはりもっと若い人たちに立ち上がってほしいというのが希望なんです、そういった機会はできないんでしょうか。以上です。

教育長

今、高橋委員からの思いというところがあったのですが、この辺についてはどうでしょう。

学校教育課長

先ほどの附属資料にもございます。うちの地区のこども園はぴんときていない方が多いという言い方のご意見があったり、我々のもちろん周知も悪いのかもしれませんが。これは我々も見直さなければならぬ部分もありますが、やっぱりまだ先のことというような考え、そういったご意見を頂戴する方もいらっしゃいます。

今後、委員おっしゃったように、できますれば地域で盛り上がって、私たちの学校、私たちが、本当の理想ですけれども、何とか我々も連携を図りながらやっていければなとは考えてござい

ます。この日にこれをやって今後持ってきますという、ちょっと私がお約束するわけにいかないと思いますけれども、考えていかなければならない、今回、我々も同じように感じたご意見でございます。ありがとうございました。

教育長

未就学児の保護者が何人かずつ集まって何か話し合っているところでもあるのかな、なんて思うんですけども、自分たちの将来のというか、私たちの子供たちが小学生、中学生のときの学校だよという思いになってくれれば非常にありがたいなと思います。

ただ、先ほどの全体的な日程の中にあるように、結局、基本方針を定める、それをパブリックコメントという形で市民からの意見を吸い上げるということなんですが、基本方針を定めてパブリックコメントを行った時点で、そういった動きが出てくれば大分いいなとは思っています。ただ、その動きが出るように何らかの形でちょっとくすぐってみたりという部分が学校教育課であったり生涯学習課であったりの役目なのかなとも思うので、そうすれば、実際、実施計画という具体的な計画がその次に待っているわけなので、そのときには大いなる意見が、いろいろな部分から確認いただくことができるのかなとは思っています。

本当にそういう話し合う場というのが必要なんだけど、なかなか持てないというか、それでいざやろうとすると時間の都合がつかないんだとか、そういうことがあってなかなか難しい部分があるんですが、課長がそういったような部分も含めて、なるべく前向きに考えてそのままいけたらなと思います。そんなところでよろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかにご意見等ございますか。

遠藤委員

適正配置の実施が2022年度の4月ということだと思っておりますけれども、計画がまとまれば2020年度の4月に一遍に始めるのか。基本的な進め方の中では、地域全体で検討を進めることになっているんですけども、2022年度の4月に一遍にやりますのか、例えば、塩川の地域の話がまとまっているということであれば、前倒しして1年早くという実施もあり得るのかどうか。その辺を聞きたいんですけども。

学校教育課長

別紙の3を見ていただければと思います。

先ほど、参事からも大変詳しく説明させていただいたところでございますが、今回、基本方針の策定を受けまして、実施計画を来年度中には案という形で決定して、先ほど申しました地域に入

ったりいろいろ協議を重ねたいわけですが、うちはもう一刻も早くやってくれということであれば、ただ、これにつきましても1年前倒しがぎりぎりかなと私どもは考えております。

と申しますのは、学校が例えばどういう形になるかによるんですけれども、条例の改正をまず行わなくてははいけない。それから、県教育委員会との協議が必要になってきます。9月末までなんですけれども。また、もし2つ、3つが一緒、あるいは新しい学校をつくるとなると、校歌、校章、例えば、こういった準備だけでも1年以上かかります。そういったことで、うまく前倒しが可能かなといったら1年ぐらいかなと考えてございます。それが1点。

それから、そういったことを考えてのお示しした表ではあるんですが、2022年度から、これは理想といいますか、地域によってうまくいった場合は最短で2022年、それ以降についてはエリアごとに、うまくいけば2地区同時にできることもあろうかと思いますが、今のところは予測としてそのようなことで捉えております。以上です。

教育長

前倒しもある程度あり得るんだろうけれども、せいぜい1年かなと。

ほかにございますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、協議事項6についてでございますが、ご質問、ご意見がないということなので、今、話し合いがあった中で、改めて私からちょっと申し上げます。

別紙2から6の内容について説明があり話し合ったのですが、特に先ほど武藤委員から、それから荒明委員から出た中身で、今後ですが、教育委員同士がざくばらんに話し合えるような場をさらに設定していきながら適正規模・適正配置も考えていくという部分と、あと現場の教員の声とか子供たちの声という部分がありましたが、その部分については、それらの取り上げ方等も含めてですが、対応も含めるのかな、基本方針の中で大体明らかにしていくというような形ですか。

それから、3点目として、先ほど遠藤委員からあったように、別紙3による予定では2022年度の4月からとなっているんですが、地域の状況等によっては若干の前倒しもあり得るという部分、それを含んでこのような計画というか流れで適正規模・適正配置を進めていくということで、これはよろしいでしょうか。

＜なしの声あり＞

教育長

では、そのような形でこれは進めていくようになりますので、その点よろしく願いいたします。

以上で協議事項の6は終えたいと思います。

続いて、協議事項の7、喜多方市公共施設等総合管理計画における勤労青少年ホーム、厚生会館及び中央公民館分館の方向性（案）についてということで、事務局からの説明を求めます。

教育総務課長

それでは、協議事項7について説明させていただきますので5ページをお開き願います。

まず、喜多方市公共施設等総合管理計画について、簡単に説明させていただきます。

協議事項7、8、9に関連しますので、この公共施設等総合管理計画につきましては平成29年3月に、喜多方市全体の公共施設たくさんございますが、そちらも昭和40年代から50年代に建てられた施設が多く改修や建てかえ等の更新時期を迎えるために、公共施設の現在の状況を把握した上で、長期的な視点での施設更新や老朽化対策など管理に関する基本的な方針をこの管理計画で定めております。

この管理計画に基づきまして、今度はこれから出てきます勤労青少年ホーム等、各施設の個別計画を31年度中に策定するというのが今、庁内の流れになりまして、そういった流れの中でこの案件についてご協議いただきたいとするものでございます。

では、まず勤労青少年ホーム、厚生会館及び中央公民館分館の方向性（案）についてでございます。庁内では、あわせまして平成29年5月から旧県立喜多方商業高等学校跡地及び旧県立喜多方病院跡地整備計画基本構想策定プロジェクトチームが設置されておりまして、両跡地の利活用方針や施設整備方針等に関する市の基本的な考え方を示す基本構想の策定を進めているところでございます。

教育委員会としましては、両跡地のうちの旧県立喜多方病院跡地の整備計画の基本構想の中に、勤労青少年ホーム、厚生会館及び中央公民館分館の方向性（案）を含めるようにプロジェクトチームに提案したいとするものでございます。

1番として現状でございますが、概要について申し上げます。

施設の状況でございますが、勤労青少年ホームは昭和48年に建設され築後45年、厚生会館及び中央公民館分館は昭和36年に建設されて築後57年が経過しておりまして、それぞれ老朽化が進行し

ている状況でございます。

(2) の運営状況でございますが、勤労青少年ホームは、指導員を配置して主催事業として英会話、ピラティス、ローフードの3講座を開設しております。青少年ホームと厚生会館及び中央公民館分館は、そのほかに市民団体やグループ等の自主活動のための貸館業務を行っております。

(3) の利用状況でございます。こちらは記載のとおりでございますのでごらんいただきたいと思います。

次ページ、6ページをお開きください。

(4) の施設のあり方についての利用団体等からの意見でございますが、勤労青少年ホームを利用している市民団体との意見交換会におきましては、市街地に気軽に利用できるような公民館のような施設があればよいとの意見が多数でした。

厚生会館及び中央公民館の利用団体や地元の行政区長との意見交換会では、皆さん、やはり施設が老朽化しているというのはご存じで建てかえが必要と考えておられます。また、複合施設への建てかえに賛成する意見が多数でございました。なお、一方、やはり市街地にあり利便性が高いことから現在地に建てかえてほしいという意見もございました。

大きな2番目の施設の必要性でございますが、勤労青少年ホームは、施設の利用団体、サークル等は市街地に気軽に利用できる公民館のような施設の設置を求めている状況だということから、市街地に市民の自主活動の場を提供する施設として整備する必要性がある。

3つ目の、厚生会館及び中央公民館分館は、やはり市街地に気軽に多くの人が集まれて催しが開催できる施設、市民団体等の自主活動の場を提供する施設として整備する必要性がある。このようにしております。

3番目の施設の方向性ですが、これまでの勤労青少年ホーム、厚生会館及び中央公民館分館の利用状況や利用団体、サークル等の意見、そして市街地の中でのそれぞれの施設の役割などから、両施設の機能を統合し、町なかに社会教育・生涯学習施設として一体的に整備することが望ましいということで、こちらについてプロジェクトチームに提案したいということでご協議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長

協議8と9の図書館と郷土民俗資料館、これも病院跡地の施設にという提案の中身なので、一括して説明してはどうかと思うん

文化課長

ですが、委員の方どうですか。（「はい」の声あり）

じゃあ、8と9もあわせて説明してください。

それでは、協議事項8、9あわせまして、続けてご説明申し上げたいと思います。

協議事項8につきましては、7ページをごらんいただきたいと思います。

喜多方市公共施設等総合管理計画における喜多方市立図書館の方向性（案）についてであります。大きな内容については、今ほど教育総務課長から説明のあったとおりでございます。

大きな1番の現状につきましては、喜多方市図書館については昭和46年に建設されて建築後47年が経過しており、大変老朽化が進行している状況となっております。

1番の（2）であります。運営状況につきましては、市立図書館は平成22年度から指定管理者制度を導入いたしまして、株式会社図書館流通センターが管理、運営を行っているところでございます。

利用状況については記載のとおりでございます。

（4）施設のあり方等についての利用者アンケート及び図書館協議会委員の意見でございますけれども、まとめますとアンケート等におきましては、施設が大変老朽化しているということで施設の整備、それから駐車場が大変狭いということもありますので、駐車場の整備を望む意見が多かったところであります。また、図書館協議会委員の意見におきましても建物の老朽化、それから次ページをごらんください、広い駐車場を確保した上で、新しい場所に設置してほしいという意見が多くあったところであります。また、多くの人が利用する公民館やホールなど、ほかの公共施設と複合化することで図書館の利用もふえるという意見、子育て中の親子、学生、高齢者が集える場として世代間交流ができる説との複合化が望ましいという意見もあったところでございます。

大きな2番、施設の必要性につきましては、図書館については利用1日当たり約420人前後の利用があることと個人の生涯学習の拠点施設ということから、今後も機能を維持する必要があると考えております。

大きな3番目の方向性につきましては、こういった意見等々を参考といたしまして、他の施設との複合施設として町なかに整備することが望ましいという方向性を考えております。

続きまして、9ページになります。

協議事項の9番、同じく喜多方市公共施設等総合管理計画における喜多方市郷土民俗館等の方向性（案）についてであります。

大きな1番の現状から申し上げます。喜多方市の郷土民俗館等におきましては、表に記載がございますように6つの施設がございます。それぞれ建築年数は違いますが、建築後35年から81年、81年というのはこれ日中線記念館の駅舎のことでございます。いずれも老朽化が進んでいる状況となっております。また、喜多方市の郷土民俗館は、今ほど申し上げました市立図書館の上部に後から増築した施設となっております。詳細については表のとおりでございます。

運営状況についても、基本的には6館とも市が直営で実施しておりますけれども、日中線記念館と飯豊山寄覧所館、飯豊山の登山口にありますが山都の川入集落というところにあります資料館、この2館については管理の必要な一部について行政区等に業務を委託しているところであります。

利用状況については記載のとおりであります。

10ページをごらんいただきたいと思います。

表の下（4）になります。施設のあり方等についての郷土民俗館等運営委員会委員の意見（括弧として個別の意見の列記）ということで、委員会におきまして多数となった意見というにも多く個別の意見がございましたので、記載したものであります。

まず1つ目としては、日中線記念館あるいは木地師の資料を展示している飯豊山寄覧所館というようなところを除く郷土民俗館の4館は集約して新築するのが望ましいという意見がございました。

2番目としては、各郷土資料館のほかにも市内の施設に多量の発掘されたような考古資料、歴史資料などが仮置きされている状況となっているので、1つの施設に一括して保管することは難しいと考えられるので、学校などの空き教室や使われていない公共施設等を積極的に利活用するというのがいいのではないかとのご意見もいただいたところであります。

また、郷土民俗館については、旧県立商業高校の跡地に建設することが望ましいという意見もございました。

また、最後ですが、図書館あるいは文化財保管施設、教育関係施設と複合化することが望ましいという意見もあったところであります。

大きな2番の施設の必要性の部分の①番でありますけれども、これら郷土民俗館につきましては、郷土の歴史、文化を学び理解するために必要な施設と考えられますので、機能を維持していく必要があると考えております。一番下ですが、施設の集約化と他の施設との複合化も考慮していく必要があるといったように認識しております。

②番、日中線記念館については、SLの愛好者などが多く訪れる施設ということもありまして、このまま今後も機能を維持する必要があると考えてございます。

大きな3番の方向性でありますけれども、そういったことから日中線記念館を除く5館につきましては、現状あるいは委員の方々の意見などを通して町なかにほかの施設との複合施設として整備することが望ましいという方向性として考えているところであります。以上です。

教育長

ありがとうございます。

では、協議事項7から8、9と3つの部分ですが、これについて説明ありました。統合近くのあわせて説明いただいたので、そこについてご質問、それからご意見等あったらお願いいたします。

まず、協議事項7の部分のところについては、勤労青少年ホーム、厚生会館及び中央公民館分館という分ですが、ここについてまずご意見、ご質問を。

高橋委員

高橋です。

勤労青少年ホームについて質問なのですが、実際やっている事業そのものが公民館のようなことをやっているというようなことが書かれていて、実際、公民館事業、社会教育指導員の方がいらして、そういった生涯学習事業の相談をやっているというのは私も見たことがあるんですが、最初に募集するときは、喜多方市で働く方や市外から来てお勤めしている人対象ということなんだけれども、そういった方の参加が少ない場合は誰でもいいですという形になって、結果的にほかの地区公民館のやっていることと同じような感じかな、どこが違うのかなといつも私は思っていたんですが、勤労青少年ホームがなくてはいけないという意義というか、そういったものは法律で定められているとかそういったものがあるんでしょうか。

生涯学習課長

お答えいたします。

勤労青少年ホームですが、もともとの法的な根拠につきましては、勤労青少年福祉法という法律がありまして、そこにおいてこ

の施設が担うべき事業というのが定められてございます。これが喜多方市の勤労青少年ホーム条例というのがございまして、ここにも同様のものが定められてございます。

大きくいいますと、勤労青少年のための集いの場の提供あるいは学習の場の機会という相談を受けるような対応というものがこの施設で本来行うべき内容となつてございます。

そのうち、企業に勤めることに対しての相談業務などにつきましては、既に商工課でも対応しています就労支援でも対応しています、その業務は既にほかのところでもやっている。残っているのが公民館で行っているような勤労青少年の皆様の活動の支援、自主活動なり、あるいはご自分で行う事業、その交流の場などの事業が残っていて、現在、それが運営されているのが現状でございます。

実は、勤労青少年福祉法でございしますが、平成27年10月1日にこの法律が改正されまして、ここで勤労青少年法という位置づけがなくなってしまいました。法律名称を申し上げますと、青少年の雇用の促進等に関する法律と変わりました、ここで先ほどの位置づけはなくなったということでございます。

高橋委員
教育長
高橋委員

よくわかりました。ありがとうございます。

関連してはいいですか。ほかの観点でも構いません。

ご説明いただいてよくわかったんですが、それでは勤労青少年ホームという名前はなくても、それに該当する対象の方に対しての何かしらの生涯学習のような事業というのはやっぱり必要なんだろうという気持ちを私は持っているんです。そういう位置づけがないからといって勤労青少年に対する事業をやらないということにはならないと思うので、そうすると公民館が担っていくのかなという気持ちになってしまうんですが、そうすると働く人たちを対象にするというのは公民館事業でもやってはいますけれども、そうすると夜間の開催であったり土日の開催であったりして、今、公民館の社会教育指導員と館長さんたちの抱えているいろいろな働き方の課題ということに逆らってしまうのではないかなという心配も出てくるので、ここはとても難しいところだなと感じてお聞きしたところなんです、そういうことを今考えるわけではないんですよ。

教育長

いや、大切な中身です。

最初にやったようにもっと極論でいうならば、勤労青少年ホームはなくちゃいけないのかとかという。

高橋委員 そうす。それが聞きたかった。でも、もしなくてもいいんだよということであれば、やはりそこに該当する人たちに対する何かというのは必要だと思うので、考えないといけないというのが意見です。

教育長 逆にそれを公民館が担うようになるんだろうという、さっきの予想です。

高橋委員 そうすると公民館が大変だなと。

教育長 そうですね。そういう話なので、どうでしょうか。

生涯学習課長 ご意見なので、ご答弁ということではなくてお答え申し上げたいと思います。

 実際、今、勤労青少年ホームでは、ここで説明申し上げましたように3つの事業を今年度取り組んでおります。これは若い方を対象に集まっていただけの事業にリニューアルいたしまして、ピラティス、英会話、そしてローフードという3つの事業に取り組んでございます。

 これらの事業につきましては、同じものではないにしても類似で公民館でも実施されているということで、この事業を検討いたしまして、公民館とも整合性を図っていくというのも1つの課題でございます。

 また、そうした場合には、やはり公民館の事業の取り組みの中でもやはり若い方、勤労者の方々に対する事業展開というものについては、当然、勤労青少年ホームの分類にかかわらず、広く市民の若い世代を対象にした方に対する事業展開ということも必要になってくることは考えられますので、今後、事業の実施につきましては十分考えていきたいと思います。

教育長 よろしいですか。

 いろいろな老朽化ということを抱えるといういろいろ難しいと思うんですが、ほかにここについてご意見は。

遠藤委員 1点だけ心配しているんですけども、田付川の洪水のハザードマップとかでちょっと、もし県立病院跡地あたりだと変わってくるのかなという気はするんですけども、その辺は……。

教育長 なるほど。田付川の大水関係だよね、それとのかかわりも、いわゆるハザードマップの危ない箇所だとまずいのかなという。その辺については、ハザードマップとの関連なんかは大丈夫ですか。

教育総務課長 その点、確認させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

今ほどのハザードマップというか立地条件という部分についても、庁内のプロジェクトチームで検討される部分になっていきます。プロジェクトチームの流れ、今後の予定なんですけれども、29年、昨年から立ち上がって検討いろいろ進めているというわけですが、このプロジェクトチームの前段の説明の中で、市全体の公共施設の総合管理計画の方針があって、それに基づいていろいろな施設の老朽化について、今後、その施設を建てかえるのか、あるいは統廃合もしくは長寿命化でずっと延ばしていくのかということを検討している大きな流れの中で、商業跡地と喜多方県立病院の跡地の利活用の部分に特化してプロジェクトチームがつくられていますので、本来、教育委員会だとほかにいっぱい施設あるので、その部分の検討は大きな流れの中で検討していて、跡地に集約したほうがいいだろうというような施設については各課からそれぞれ、要望なり意見とか出してもらって構想を探りましょうというのがこのプロジェクトチームなので、教育委員会からすると勤労青少年ホームと厚生会館、中央公民館分館、あと図書館、資料館の部分だけ前倒しといいますか早目に教育委員会としての考え方を庁内全体で検討しているプロジェクトチームに上げていくという流れになっていまして、プロジェクトチームの進め方としては、年内に基本構想を策定、もう決める予定になっているので、急いでいる部分があります。

その基本構想が全体的にまとまりますと、その後、年明けから跡地について基本的な計画、本当にどのぐらいの面積が、それぞれ各課から要望あったような面積が必要なのかとか、いろいろな整理のための計画をつくって、その後、設計したり、工事に入ったりということで、早目に跡地の部分の整理が進んでいくという部分になるかと。

ただ、両方の跡地を同時に整備するかというと、それは財政的な部分だったりとか、どちらを優先しなきゃいけないとかあるので、両跡地を同時に整備するということにはなりませんけれども、優先すべきほうから、あるいは計画がまとまったほうから整備するという大きな流れになっていきます。

あと、教育委員会として今回お示した協議事項7、8、9の部分、教育委員会としての案としてこうやりたいんだ、町なかにもやりたいんだというような提案をプロジェクトチームにして、案そのままのとおりに行くかどうかは庁内の検討にはかかるんですけれども、そういう方向でいきたい、乗せてほしいということ

教育長

で提案していきたいという趣旨になってございます。

ありがとうございました。

今、部長からあったようにちょっと急ぎの部分もあるんですが、7、8、9の中身についてはプロジェクトチームの具体的な構想というのが出てくるので、これらの施設を盛り込む形での提案を図っていきたいということですね。

中身の細かいところもあるんですが、勤労青少年ホーム、厚生会館、中公民館分館の部分については、このような考えのもとに跡地利用の中に教育委員会としても盛り込みたいということの方向性でよろしいですか。（「はい」の声あり）

同じく図書館並びに民俗資料館についてはどうでしょう。

今、そのような形でとにかく積極的に盛り込んでほしいと、教育委員会としては、という押さえでよろしいですか。（「はい」の声あり）

あと、図書館とか民俗資料館等について何かほかに別な観点から聞いてみたいとかございませんか。

私が話すのもあれですが、民俗館あたりだと、やっぱり利用者数を見てみるとなかなか厳しいものがあるなど。であれば、逆にきちっとした基地としての民俗館を整備して、貴重な本当にいろいろなものがありますので、そういうものがすべて見れるという部分もあってもいいのかななんて思ったりもするんですが、そういうのが複合施設の中にあればなおいいななんて、そんなふうには思います。

高橋委員

今のに関連してですけれども、やっぱり地域の山都の民俗資料館などを考えてみると雨漏りがひどくて、保存してあるものが傷んでしまうという問題があるので、やはりそういった貴重な文化財を保存するという意味からも新しい施設はどうしても必要だなということもありますし、郷土愛を育むというのが教育方針に出てくるので、そういうこととも関係をつけて、やはり子供も大人も自分たちの郷土の昔の道具とかそういったものをもう少し見ていくというような、そういう方向性を持たないと、またこういう建物をつくって保存してもまた何かつくっただけになってしまうと残念なので、やっぱり自分たちでこういう施設があるから勉強しようという気持ちを育てたいと、育ててほしいというのが希望です。よろしくお願いします。

教育長

思いとしてはやっぱり大切な部分だと思います。

文化課長

資料の今ほどの10ページにもありますけれども、今、郷土民俗

館等運営委員会の委員からの意見もございますけれども、今現在、民族資料あるいは歴史資料等を含めて市全体で20万点ほど資料の保管をしております。また、正式に保管する場所がちょっとなくて別な場所に仮置きしているような部分もあり、そういった大量の資料があるので、委員の方々からも1つの施設に一括して全部を保管することはなかなか難しいという意見もあります。現在、学校内の資料室ですとか、あるいは空いている公共施設等を積極的に活用して、そういったところでまず保存しているということで、全ての資料を一括して1つの施設にということは難しいと考えております。

教育長 済みません、時間がぎりぎりになってしまったんですが、ほかにありましたらご意見等伺います。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長 それでは、協議事項7、8、9の中の施設等を総合複合施設の中に充てていくようにぜひ盛り込んでほしいという意見は、教育委員会としてもプロジェクトチームに伝えて、できれば実現する方向で進めていただきたいということでよろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

それでは、協議事項については、これで終わりたいと思います。
お昼の時間になりましたので、学校給食の様子を視察し、その後庁舎に戻って残りの部分をお話し合いするでよろしいですか。
（「はい」の声あり）

じゃあ、その流れで進めますので、一時休憩ということで。

～ 休 議 ～

教育長 それでは、午前中に引き続き、協議から再開してまいりたいと思います。

教育総務課長 午前中に遠藤委員からご質問がございましたハザードマップの関係について先にお答えさせていただきます。

現在、田付川につきましては、福島県で見直し作業中で、見直しが終わり次第、また新しいものをつくる予定ではあるんですが、今現在のもので申し上げますと、危険度からいうと5段階に区分されておりまして、一番低いのは0.5メートル未満、次が0.5から1メートル、次が1メートルから2メートル、2メートルから5メートル、5メートル以上という5段階があるんですが、この地域につきましては下から2番目の0.5から1.2メートル未満の区域ということで、現在はこういうような区分になっておりま

す。余り危険性が高いといえない地域ではあるとは考えております。

教育長

今のことについてはよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、協議事項の5、平成29年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価についてということで、別冊の資料ですが、まず、この点について事務局からの説明を求めます。

教育総務課長

では、私からまず概要についてちょっと説明させていただきまして、内容等につきましても各課から説明させていただきます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1 ページでございます。こちらの点検・評価の概要ということで（1）番目で趣旨ということで、こちらの報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によりまして、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の処理及び執行条件について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされていることから、点検・評価を行っているところでございます。もちろん教育委員会としましては、点検・評価を行うことによりまして、教育振興基本計画のより効果的な推進を図っているものでございます。

（2）（3）の点検・評価の対象と方法でございますが、まず対象につきましては平成29年度事業実施計画に掲げる事業を点検・評価の対象としております。こちらについては事前に送付させていただいております。評価の対象につきましては、重点事業、施策目標、基本目標の3段階で点検・評価を行っております。

なお、今回、ご協議いただきますのは報告書の8ページをごらんいただきたい。

8 ページの太線で囲んでいる部分、基本目標1の施策目標①から③まで、基本目標2の①と③、基本目標3になります。こちらにつきまして、10ページ以降に重点事業に関する評価と施策目標に関する評価が掲載されてございます。

重点事業に関する評価をもとに目標値の達成状況、重点事業の実施状況やその成果などを総合的に判断して評価を行ったのが施策目標に関する評価になりますので、今回はちょっとボリュームがあるものですから、資料を事前に配付させていただいているということもございますので、重点事業に関する評価の説明は省略させていただきまして、施策目標に関する評価について詳しく

説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、内容等につきましては、担当課から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

学校教育課長

それでは、17ページをごらんいただきまして、総合評価のところでまとめてお話しさせていただきます。

まず、①の1、生き方を探求する教育の展開、講評としては10ページということになります。これにつきましては、生き方を探求する教育、前年度比と書いてございますが、ちょうど17ページ一番上の指標①になります。将来の夢や目標を持っていると回答している児童・生徒の割合が、小学校で3ポイント増加しているのに比べ、中学校では3ポイント減少してございます。特に中学校での指導体制、生き方を探求する教育、さまざまな機会を通して展開していただいているわけですが、全校体制で、特に中学校への共通した実践を行う必要があるということで評価させていただきました。

下にまいります。

同じく施策①の2、これは自尊心、自己肯定感を育む教育の展開ということで、学校教育課としましては、ページでは11ページから13ページ、3つの事業を展開してございます。それぞれの教育を通して各小・中学校でお取り組みいただいているのですが、今回、数字として自分にはよいところがあるという指標を使わせていただきました。17ページ、上から2番目の指標②でございます。肯定的な自己理解をしている小学生が39.1%とこれは伸びているんですけども、中学校では23.8%と伸びが見られません。ということで、これにつきましても中学校での指導がまだまだ不十分であるということで学校訪問等のあらゆる機会を利用しまして共通認識を持って取り組むよう指導してまいりたいと考えてございます。

同じく、3つの事業を展開しているんですが、自己肯定感というところで、Q-Uテストを大きく指標として学校教育課では考えて取り組んでおります。上の表の指標③がそうなんですが、これにつきましては満足群、この学級にいて満足です、僕、私、この友達と一緒にいて満足ですという満足群が、小学校で68%、中学校で63%。経年的に見ますと少しずつではありますが、その割合が増加傾向にございます。ただ、まだまだ満足群に入る児童・生徒の割合がさらにふえるように今後、指導体制をとっていく必

要があると考えてございます。

続きまして、施策の①の3、農業科、自然体験学習の展開ということで、学校教育課としましては14ページの事業の展開となります。

取り組みのアンケート結果ということで採用してございますが、ちょっとお戻りいただきまして、16ページの下にございます指標④、これは11月にアンケートをとるんですが、小学校農業科、1年間の取り組みはどうでしたかということに對しまして、4段階の自己評価、今回は3.6ということで3.5以上の例年高評価を得ているというところで、ただマンネリ化になっている部分もあるんですが、今後、ますます農業科のさらなる充実をということで、教科を超えた横断的な指導を展開するよう考えてございます。

右側18ページをごらんいただきたいと思います。

施策の①の4の事業になります。子供の夢や希望を育む教育の展開、これにつきましては昨年度から展開した新規事業でございます。昨年度は喜多方プラザに皆様に来ていただきました。喜多方市出身唐橋ユミさんというアナウンサーをゲストにお呼びしてというところで、子供たち、終わってから児童・生徒、小学校6年生と中学3年生対象でしたが、アンケート調査の結果からは、夢に向かって取り組んでいる姿に自分の体験を自分の言葉で語っていたことがよい道しるべになったであるとか、自分の将来について考えるよい機会にもなったという評価が多かったです。ただ、一発のイベントで終わるのではなくて、このイベントの前後に子供たちにきちんとした自己啓発力あるいは将来を見据えた教育というもの、キャリア教育をも含めて学級活動、総合的な学習の時間等で前後で指導していく必要がまだまだあると考えてございます。

18ページ真ん中ほどです。

施策目標に関する評価としましては、それぞれの現状維持また減少傾向ということで、指標にはいろいろ出ているんですが、総じて微増ではありながら増加傾向にある要素が多くございます。今後も引き続き自己啓発力の育成につなげていきたいと考えてございます。

31年度に向けましては、施策①の1につきましては、生き方を探求する教育の展開ということで、我々指導主事等が学校に行く場合に、それだけではありません、研修会等も使わせていただきますが、そういった指導を展開するよう一人一人先生方に共通理

解を図っていくよう指導し展開していきたいと思います。

施策の①の2、自尊心、自己肯定感、事業的には3つございますが、これらにつきましても肯定的な自己理解、他者理解、この自己肯定感というのが今回28年度からの喜多方の新しい学校教育の中心の言葉になります。この高める個を尊重した教育活動の展開というのを、今後ますます各校で先生方に理解して進めていただけるように指導を継続していきたいと考えております。

①の3、31年度に向けましては、農業科は今のままでもすばらしい展開で、ただし見直しの時期が来ております。子供たちの数が減っていること、田んぼ、学校あるいは畑がちょっと遠い所にあると、こういったところは作物や総時数、品目などのいろいろ見直しであったりそういったことを今後考えながら、学校に合った農業科の展開、これはさきの教育委員の皆様からのご意見を頂戴したところですが、そういう点の展開を図っていけたらと思っております。

①の4につきまして、子供の夢を育むということで、従来のキャリア教育を基盤として、横断的に他の教科も含めてということで展開させていきたいと考えてございます。

基本目標の施策、今度は②でございます。学ぶ力のもととなる基礎的な資質、能力の育成。

施策②の1、総合評価としてお話を申し上げたいと思います。知的好奇心や問い力を育成する教育の展開ということで、学校訪問を昨年度は8校、約50名の授業、指導を行ってまいりました。以前に比べまして児童・生徒の知的好奇心や問い力を引き出す授業が多く見られるようになってきています。これも自己肯定感につながる大きなキーワードですので、引き続きやってまいりたいと思います。

施策②の2、知識、技能・技術の習得力、まずは、学校司書事業、前段ですが、24ページをお開きいただきたいと思います。

24ページの指標、これは独自の指標でお示ししてございますが、1人当たりの年間読書量と図書館へ週1回いく児童・生徒数ということで、これは経年で調べてございます。

25ページにその部分を評価させていただいたところです。小学校では、年間読書量が13.7、図書館利用15.5、中学校では2.6冊、図書館利用7%と、ともに微増ではありますが伸びてございます。司書事業につきまして、本当に各24校から一番お褒めの言葉をいただいているからいい活用ができているということで大き

な事業の1つでございます。引き続きやっていきたいと思えます。

今の部分の下は、今度はALTの配置事業ということで、英語検定の合格者数、これも独自の指標で調べてございます。先ほどの24ページの指標②がその数値でございます。ALT自身もちろん英語検定の指導はしていただいています、日々の英語への興味、関心、それから英語の力というものが少しずつ、やはり日本人の教師もそうですが、ALTが入ることによって相乗効果で伸びていくことが伺えます。450名前後が毎年合格しているということ、それから年々上級の級がかなり多くなってございます。今のところ、市内中学校では準2級までとっている生徒がこれだけの数いるということで、非常にいい試みが出ているなど分析しております。

施策②の3、思考力・判断力・表現力、活用・応用する力を育成する、これにつきましては、全国学力・学習状況調査、25ページの上の指標をごらんいただきたいと思います。小学校はほぼ全国並みなんです、中学校は全ての領域でちょっと下回っているというところがございます。先ほどの精神的な部分での教育とも相通ずるものがありますが、特に中学校においては、今後、また継続した強化が必要だと思えます。

続きまして、施策の②の4、みずから学ぶ（学び方や学び合いを身につけさせる）を育成する教育の展開、今度、これは23ページ部分になります。これにつきましても、みずから学ぶという自主的な学びを、上の全国学力・学習状況調査、国語、算数の指標で例年見ているものでございますが、これも先ほど同様、小学校はほぼ全国並みのところではありますが、中学校は全ての領域で全国を下回っているということで、これが29年度の数値でございますが、引き続き指導展開してまいりたいと思えます。

施策目標に関する大きな評価としましては、児童・生徒の基礎的な資質能力が今度の新しい学習指導要領での柱となります。全国学力・学習状況調査の指標をもとに教師のさらなる授業改善、子供たちももちろんですけども、やはりまだまだやっていかないとという指導力の向上、指導の改善、これらを課題に今後も進めてまいりたいと考えております。

26ページをごらんください。

31年度に向けましては、施策の②の1、記しておきました今後も児童・生徒の学ぶ力のもととなるという、この知的好奇心、問

い力というのが1つのキーワード、今後の指導要領にも載ってまいります。こういった継続した指導、支援をしてまいりたいと考えてございます。

施策の②の2、知識・技能・技術の習得力ということで、先ほどございました学校司書事業、ALTの配置事業、これらにつきまして継続して充実が図られるよう、今後も配置してまいりたいと考えてございます。

施策の②の3、思考力・判断力・表現力等を育成する教育の展開、学校に応じた指導法の工夫、改善ということ、これはやはり市の教育委員会の指導主事あるいは県の指導主事も含めまして、学校に行って直接先生方への指導が一番効果的に感じております。ぜひ、改善を行うということともに、課題解決に主体的に取り組む学習活動の充実というのを目標に指導展開していきたいと考えております。

②の4です。自ら学ぶ力を育成する教育の展開につきましても、機会あるごとに、特に主体的に取り組む学習活動の充実、学習形態の工夫、この辺を指導、支援してくる必要があるかなと感じております。

31ページをお開きください。

施策目標の③です。

総合評価について申し上げます。

施策③の1、ICT活用力と情報活用力の育成ということで、平成29年度の学校訪問を通しての、先ほども出ましたが、8校、約50名の授業を見てございますが、ICT機器を活用した授業が非常に多く展開されております。今後も必要ですし、それらのハード面の支援あるいは2020年度からのプログラミング教育等も含めまして、そういうソフト面、指導面での支援、こちらも図っていく必要があるものを継続してあるなと感じてございます。

③の2、キャリア教育につきましては、ちょうど31ページの上の指標①でございます。将来の夢や目標を持っている、小学校では70%とふえているんですが、中学校では44%と減少してございます。先ほどと同様、当てはまるという児童・生徒がふえるように指導展開してまいりたいと思います。

施策の③の3、体験活動、ボランティア活動を重視した教育の展開につきましても、新しい学習指導要領の中でも体験活動というものとボランティア活動、みずから計画し、みずからが発案し、あるいはみずからが何かしらの活動を行うという、教育活動全体

を通して行う展開を進めてまいりたいと思います。

32ページの一番上、施策の③の4、創造力の発揮できる教育の展開ということで、こちらにつきましてもさまざまな体験活動といった事業展開が見られるようになってきましたので、今後、ますます広がるように指導してまいりたいと思います。

施策目標に関する評価、32ページの上部分です。今後、ICTの活用力、情報活用能力、キャリア教育、体験ボランティア活動など職業観につながる資質や能力というのを育成、こちらの件について重きを置いた授業が展開されておりますので、今後、継続してこちらにもやっていく必要があると考えてございます。

31年度に向けましては、ICT活用力につきましてはプログラミング教育が本格化してまいりますので、それに見合ったプログラミングの学習ソフトについての導入の検討が必要かと思えます。

キャリア教育におきましては、学校訪問、研修会等の際に、私ども指導主事が望ましい勤労観、職業観についての、もう一度、先生方に共通理解をしていただいて、授業展開を図っていただくよう考えております。

施策③の3、体験活動、ボランティア活動につきましては、今のままですばらしい活動になっておりますので、全体計画の見直し等を図りつつ、継続して頑張ってくださいよう指導、支援していきたいと考えております。

施策の③の4、創造力が発揮できる教育の展開ということで、これにつきましても継続した指導、支援をして、各学校の計画の見直し等を手伝ってまいりたいと考えております。

大変長くなりました。施策①から③まで学校教育課でございました。以上でございます。

教育長

それでは、今、説明ありましたが、基本目標ごとに質問、意見ということで一つ一つ進めていきたいと思っておりますので、今ありました基本目標①についての中身なんですけど、ここについて質問、意見等ございますか。

荒明委員

基本目標①についてだけという観点ではなくて、全体的にちょっと気になったことがあったのですが、よろしいでしょうか。

事業による効果と課題というのは相反するもので、効果はあくまでも効果です。効果がなかったものが課題です。ということで、表記はやはり統一したほうがいいなと思いました。事業による効果のところに、効果のみちゃんと整理されているものもあれば、

課題だなと思われるものも書いてあったりしたので、その辺はあくまでも内容が統一されたほうがいいなと思いました。

まず、10ページの、例えば、小学校では3ポイント増えているが中学校では4ポイント減少している。減少しているのは効果ではなく課題だと思うので、これは削除するか、あるいは課題に中学校ではということを書いたほうが、効果と課題ははっきりするのかなと、そういう意味です。結果ならわかるんですけども、効果なので。

教育長

確かに、そういう書き方のところは幾つかありますね。

ここはちょっと後でもう一度検討しますので、いいですか。申しわけないけれども。

学校教育課長

それでは、これはもう一度整理させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

教育長

ここについて何かほかにご質問は。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

基本目標の1の部分についてはよしということで捉えて、では続いて基本目標の2についての説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、33ページをお願いいたします。

33ページから、基本目標2、生涯学習活動への主体的な実践力を育むの施策目標①学びを通じた心豊かな人材の育成の重点事業の評価になってまいります。

なお、33ページから51ページまではそれぞれの重点事業に関する評価でございますので、説明は省略させていただきたいと思います。

52ページから53ページにつきましては、学びを通じた心豊かな人材の育成の重点事業に関する評価の数字を提示してあるものでございますので、この数字の説明につきましても省略させていただきます。

それでは、総合評価からご説明申し上げたいと思います。なお、生涯学習課と中央公民館、類似の事業を実施しておりますので、私からまとめてご説明させていただきたいと思います。

まず、重点事業に関する評価の概要でございます。

施策①の1、喜多方市人づくりの指針の活用でございますが、これにつきましては人づくりの指針講師派遣事業により3年間で延べ2,000人の市民が喜多方市の先人の教えを学ぶことができたところでございます。

また、講師、行事への参加を通しての先人の知恵を学ぶことが

できております。

児童・生徒や公民館事業参加者以外の市民に対しても喜多方市人づくりの指針を浸透を図ること、さらに平成28年度から取り組みを開始しました人づくりの指針探訪ツアーは、公民館でも同様の取り組みを実施していることから、効率化を図っていくことが課題であると認識しております。

また、公民館でございますが、講座への参加を通しまして人づくりの指針において、人づくりの指針を学ぶことによりまして指針の趣旨を理解する人がふえてきております。人づくりに資するという効果が見られますが、年数を重ねるうちに新たな事業を企画することが難しくなっております。関係団体と情報共有や連携を図り、一層強化していくことが必要であると認識しております。

次に、施策の①の2でございます。各種団体の育成と活動への支援でございますが、社会教育関係団体を認定し、施設の利用料の減免を支援しておりまして、社会教育関係団体をふやしていくことが必要であると認識しております。

次に、施策の①の3、効果的な生涯学習情報の提供でございますが、毎月、生涯学習課の事業やイベントの紹介を行うことで生涯学習情報の充実が図られていると考えております。

また、公民館でございますが、事業やイベントの紹介を行っているところでございまして、情報を見る機会が1回で終わってしまわないように年間を通した情報の発信も必要であると考えております。

次に、施策の①の4でございますが、生涯学習の機会と場の提供でございます。若者の若者による若者のための自分磨き事業につきましては、若者の自己啓発や参加者同士の交流が図られたものと考えております。この事業への参加者の増加を図りながら、将来はこの事業が実施事業として自立していただくことが課題であると考えております。

また、公民館でございますが、各種講座等への参加者数は年々ふえておりまして、学習の場の拡充につながっていると考えられますが、参加者が固定化傾向にありまして、特に青少年については参加者が少ないことから、新たな参加者の増加を図っていくことが必要であると考えております。

次は文化の3になりますので交代いたします。

文化課長

今の生涯学習課部分に続きまして、55ページの上から2つ目の

施策①の5の（1）市立図書館と公民館図書室との連携強化ということで、個別の重点事業に関する評価については47ページでございます。

これにつきましては、熱塩加納・塩川・山都・高郷公民館の4地区公民館を窓口とした市立図書館の本の貸し出し、返却の仕組みを平成29年度につくったところであります。その結果、身近な場所での利便性の向上に向けた取り組みを進めることができたという評価しております。

今後につきましては、4つの地区公民館を窓口とした図書の利用の拡大を図るために、さらに広報誌等を活用して周知を行って行く必要があります、また4地区公民館以外の部分での公民館のこういった運用を検討する必要があると考えてございます。

その下でございます。

施策の①の5の（2）の部分でありますけれども、市立図書館と学校教育との連携という部分につきましては、小学校の教育活動との連携、学校教育への支援による基本目標の1に貢献するために、今後、平成31年度以降に新たな取り組みを検討したいとするものでございます。

生涯学習課長

続きまして、施策の①の6、社会教育施設の整備でございます。社会教育施設につきましては、施設や備品の劣化によりまして改修、修繕、更新しなければならない施設、備品が増加していることから年次計画的に充実を図ることが課題であると考えております。

次に、施策目標に関する評価でございます。

学びを通じた心豊かな人材の育成につきましては、喜多方市人づくりの指針の講師派遣事業や探訪ツアー等の事業を通じて、市民が喜多方市の先人の教えを学ぶことができたところであります。生涯学習に関する講師の情報を集約し、ニーズに合った情報の提供を行うことが学びを通じた心豊かな人材育成が図られていると考えております。

また、各事業の中で、公民館と生涯学習課で同趣旨の事業を実施していることや、事業の今後について検討の必要があります。また、各事業の参加者数は全体的に増加傾向にあり、学びを通じた心豊かな人材の育成に貢献している状態にあると思います。今後も事業内容についてより充実を図り、子供から高齢者まで生涯にわたり学習する機会を提供していくことが必要であります。

平成31年度に向けてでございますが、施策の①の1でございます

すが、喜多方市人づくりの指針の活用につきましては、引き続きイベントなどの際に啓発チラシを配付いたしまして、周知の充実を図ってまいります。また、人づくりの指針探訪ツアーは、同内容の事業を各公民館でも実施しているために、そちらへの統合した取り組みを行うことの検討が必要でございます。一方、公民館でも人づくりの指針を点検、検証を行った上で新たな視点で事業を企画し充実を図ってまいります。

次に、施策の①の2、各種団体の育成と活動への支援でございますが、社会教育関係団体の認定制度の周知や問い合わせに対応いたしまして、団体の活性化と認定の支援を行ってまいります。

施策の①の3、効果的な生涯学習情報の提供でございますが、市広報に生涯学習ページを設けて活動の紹介を行っているところでございます。また、SNS等を活用してPRを図っていくとともに、公民館も生涯学習ガイドを地域住民がどこでも見ることができるように市ホームページに掲載してまいります。

施策の①の4、生涯学習の機会と場の提供でございますが、若者の自分磨き事業は、若者みずからが講座のテーマを決定し、みずから企画する取り組みを支援するとともに、31年度の検証を踏まえて事業の方向性を決めてまいります。

公民館での講座等につきましては、生涯学習の施策推進の方針をもとにしまして、講座の目的を明確にして講座、行事等を改善、実施してまいります。

また、勤労青少年ホームと各公民館における事業については類似性があることから、実施事業の統廃合も含め事業展開のあり方について検討を進めてまいります。

文化課長

続きまして、その下段になります施策①の5、市立図書館の活動の充実についてでありますけれども、市立図書館の本につきまして、公民館を窓口としたスムーズな本の貸し出し、返却の運用や市立図書館が行う各種事業につきまして、改善を図りながら利便性の向上と事業の充実を図るということで実施してまいりたいと考えております。

生涯学習課長

その下、施策①の6、社会教育施設の整備でございますが、年次計画的に予算を計上しながら設備、備品の充実を行ってまいります。また、喜多方市公共施設等総合管理計画の個別施設計画の策定とあわせながら、施設のあり方について検討を行ってまいります。

次に、施策目標③郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成につ

いてご説明申し上げます。

57ページから62ページまでは、各事業の紹介でございますので説明は省略させていただきます。

63ページでございますが、施策目標、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成でございますが、指標につきましては記載のとおりでございますので説明を省略申し上げます。

また、一番下の教育振興基本計画の指標による評価については、指標についてはないところでございます。

64ページをお願いいたします。

総合評価でございます。

重点事業に関する評価の概況でございますが、施策③の1でございます。青少年健全育成団体の活性化でございますが、喜多方市青少年育成市民会議による事業の取り組みによりまして、青少年健全育成の啓発が図られたところでございます。また、飯豊山チャレンジに参加した中学生の健全育成に寄与することができておりますが、安全な事業運営のために、飯豊山チャレンジも引率者の確保が課題となっているところでございます。

施策③の2、放課後子ども教室の拡充でございますが、児童や保護者のアンケートによりますと、90%以上が満足または学びを実感していると回答しており、児童の健全育成に寄与している事業であると考えております。

施策の③の3、青少年ボランティアの育成と活動の推進でございますが、喜多方市社会福祉協議会と市内中学生のボランティア体験に関する参加周知方法について検討を行ったところでございまして、参加者をふやしていくことが課題であるところでございます。

施策目標に関する評価でございますが、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成につきましては、各種事業のさまざまな活動を通して青少年の健全育成や非行防止等が図られた状況でございます。

実績値は全体としておおむね増加傾向にございますが、放課後子ども教室につきましては、放課後児童クラブとの連携、統廃合について検討を行っていく必要があるということでございます。

31年度に向けてでございますが、施策の③の1、青少年健全育成団体の活性化でございますが、青少年の育成関係団体に対しまして、引き続き活動の支援を行ってまいります。飯豊山チャレンジにつきましては、引率者の確保について実行委員会と打ち合わ

せを行い、安全に事業を実施してくれる体制の確保を図ってまいります。

施策の③の２、放課後子ども教室の拡充でございますが、これは放課後児童クラブとの連携について、そのあり方等について整理してまいります。

施策の③の３、青少年ボランティアの育成と活動の推進につきましては、引き続き喜多方市社会福祉協議会と連携いたしまして、青少年ボランティアの増加に向けて周知を行い、参加者を呼びかけてまいります。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。

それで、今ほど基本目標の２、生涯学習活動への主体的な実践力を育むということでの施策目標である①学びを通じた心豊かな人材の育成、それから③郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成について説明がありました。ここについて何かご質問等ありますでしょうか。

荒明委員

荒明です。

質問です。48ページの平成29年度の取り組み状況のところを見ますと、27年度から28年度、29年度と出張お話し会について内容が書いてありますが、7校、3校、1校と出張した回数が減っておりますが、平成30年度の改善点のところには特になしと書いてあります。このように年々減ってきた、平成29年度が1校だけだったという理由と、それから改善点のところに何も書いていない理由。

それから、もう一つは、その下の囲みのところに実績値とありまして、29年度はパーセントでいえば年々、27年度、28年度、29年度と比べていきますと41.3%ということで、これは貸出者数がふえたと捉えていいわけですね。だとすると、事業による効果のところを特になしと書いてあるのもちょっと変だなと思うんですが、この辺のところ、ちょっともう少し説明をお願いします。

文化課長

ご説明申し上げます。

この48ページの部分の重点施策、市立図書館の活動の充実の中の事業、市立図書館の学校教育の連携という部分でありましたけれども、この部分につきましては平成29年度の取り組みの状況として、まだ学校教育としっかりした連携をしているものではありませんでした。そのために、事業の内容のところに記載してありますけれども、基本目標の１に貢献するために平成31年度以降に

新たに取り組むを検討するという中身でありまして、29年度の取り組み状況の部分につきましては、今現在、市立図書館と小・中学校とのかかわりの部分についてを記載したものであります。そのために、30年度の改善点というところについては、今、現状では特になしと記載したところであります。

また、実績値のところでございますけれども、確かに平成29年度については児童図書館の総貸出数に占める児童図書の貸し出しの冊数を計算しますと、その割合を見ますと41.3%と児童図書の割合については多くなっているという評価でありますけれども、この事業の効果につきましても上で述べておりますとおり、29年度については学校教育等の連携の部分を取り上げたものであって、29年度の参考での事業だったという記載であります。

教育長
荒明委員

よろしいですか。

その下の31年度に向けた方向性のところで、評価の丸は必要ないということですか。

文化課長

事業の表の太枠の一番上の事業の内容のところにも記載しましたけれども、今後、31年度以降に新たな取り組みを開始することでありましたので、この部分については、今、方向性については各種継続するところに記載しなかったところであります。

荒明委員

必要ないのであれば、同じ形式での中にこれを書くと、何となく抜けているのかなと、紛らわしいなと思いました。

高橋委員

関連について。

私も、ここのところの平成29年度の出張お話し会の数が減っているというところは気になったんですが、ここはもしかすると学校図書館司書が入ったことで出張がなくなったのかなと自分で勝手に解釈しました。そのことについてはどうかということを1つ質問と、もし学校図書館に司書が入ったことで少し形が変わっていくようなことがあるのなら、その分を重点事業になるのか、ちょっとその辺はわからないのですが、学校の図書館司書の活用というところも一言加えておくのととてもわかりやすかったかなと思うのですが、いかがでしょうか。

文化課長

まず、1点目の取り組み状況の中の出張お話し会の部分の数が減少している理由についてでありますけれども、委員がお話しになったように学校にそれぞれ学校司書が配置になったということで、図書館での出張のお話し会が減っていると分析してございます。

また、ここの全体の表の記載というところでもありますけれども、その部分については、今ほど荒明委員からもありましたように内容は少し整理させていただきたいと思います。

高橋委員

今、学校図書館の司書のことなんですが、実際は図書館の司書は県の社会教育課から来る人なのかなと思っていたんですが、現状では市立図書館のTRCの方が役割を果たしているのかなと私はちょっと2年ほど前なんですが、そう思っていたのですが、市立図書館と小・中学校の教育活動との連携というのとは、そうすると少し学校の司書は違うのかなというところもあって、それでここに出ていないのかなというのもちょっと感じたんですが、ちょっとわかりにくいので、図書館司書とのかかわりのようなところもし載せてもらえるとわかりやすいと思いました。以上です。

文化課長

まず、司書についてでありますけれども、学校司書、それから市立図書館の図書館流通センターの司書、図書館の司書と今現在は2つとも図書館流通センターに業務委託しておりますけれども、その会社の司書という形であります。

教育長

よろしいですか。（「わかりました」の声あり）

ただ、先ほど指摘あった学校図書館司書が配置されたことでこのようにお話し会が減っているということもあったわけですね。この辺はどこかに入れられないんですか。入れるとすれば、その欄のところですか。

文化課長

そういったことにつきましては、入れる、記載をするということで、平成29年度の取り組み状況の下段の部分に補足で説明を入れると。

教育長

それだとわかるのかなと思います。

あと、先ほど、前後しますが、荒明委員からあった一番下の欄ですが、平成31年度に向けた方向性のところで、いわゆる丸がどこにもつかない、これでいいのかどうかという。

文化課長

ほかの重点施策に関する評価のところの部分と整合性がとれるようにしていきたいと思います。

教育長

あとほかにございませんか。

高橋委員

1つ意見ですが、54ページの下の方角で囲った部分の人づくりの指針の活用についての下なんですが、年数を重ねるうちに新たな事業を企画することが難しいというようなことが書かれているので、私もそのとおりだと感じているところがあって、もう大分長いこと喜多方市人づくりの指針で3人の代表的な方々に対

する勉強というのは随分いろいろなところでなされてきたことだと思っていますし、またほかの先人についても学習を始めているということが出ていますけれども、何年も続けて見つける時代というのから少しステップアップして、身につけた学習の成果を地域に反映するというような、そういうシフトが変わっていくようなことというのはここに書けるのかどうか。最後のほうに関係団体等との情報共有や連携をより一層強化していくことが必要であるという、こうしたちょっと課題に対する取り組みというか狙いのようなものも少し書かれているので、もしこういうことを書けるんだとしたら、今度は学習した成果を自分たちが発信して地域に還元していくような、そういうこともちょっと考えていっているということも書いてもいいのではないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

中央公民館長

委員おっしゃるとおり、長く人づくりの指針の方たちのことについて取り上げてきておりますので、なかなか難しいというのが現状です。委員のおっしゃるとおり、今後は勉強した方がそういった地域の活動ができるような体制も含めて、また先人ももうちょっと発掘しながら検討していきたいと考えていますので、そのものにつきましても、今後、もう一度考え直してみたいと思います。

高橋委員

だからといって、今までやってきたことを次の若い子たちにつなげないということではないんです。全部変えてくださいというのではなくて、今までやってきたものはそのまま続けていくことはもちろん必要、仲よくたくましく生きるというのを続けていくのは必要なけれども、すでに学習を何度もしている人たちをそのまま放っておいてはいけないという言い方はよくないんですが、やはりその方たちの活躍の場というのも考えていただきたいということです。以上です。

教育長

よろしいですか。

では、ほかにございませんでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

では、施策目標については、この点で閉じたいと思います。

続いて、今度は基本目標3についてですが、ここについての事務局からの説明はよろしいですか。

文化課長

それでは、まず基本目標3の①についてご説明したいと思います。

71ページをお開き願います。

基本目標3の施策目標①市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の拡充であります。これに関する重点事業に関する評価につきましては、65ページから71ページに記載しております。71ページの指標については記載のとおりでございます。72ページの上段まで続いているところでございます。

72ページ、総合評価について申し上げます。

まず、重点事業に関する評価の概況であります。

施策①の1、文化芸術に触れる機会の充実についての中で、美術館に関するものでありますけれども、美術品の収集、企画展示、教育普及の各事業を行ってまいりましたけれども、事業の中身につきましては、喜多方、会津、福島県にゆかりのある作家の紹介あるいは掘り起こしを行いながら、夏休み期間中には親子で楽しめる展覧会を企画して、誰でも気軽に文化芸術に触れる機会を提供することができたと考えております。

しかしながら、平成29年度におきましては、美術館の年間の入館者数が前年比約60%に落ち込むというような状況となっており、入館者数が目標に達していないということも踏まえて、紙媒体のほかにもフェイスブックやツイッターなどのSNSのツールを活用していくなど、周知方法の見直しが必要であると考えているところであります。

その下の①の2、美術館と学校教育の連携というところでありますけれども、これも先ほど図書館と学校教育の連携という部分と同じような記載となっております。小・中学校の教育活動との連携、学校教育の支援によって、基本目標1に貢献するために、平成31年度以降に新たな取り組みを検討するとしたものであります。

①の3、これにつきましては、喜多方市文化芸術創造都市推進事業を平成29年度から取り組んでいくものであります。事業につきましては、その方向性をまちづくり座談会として意見交換しながら、また試行的な取り組みを行いながら事業の実施の手法を検討してきたところであります。ただ、平成29年度につきましては、取り組むべき方向性を見出すまでには至らなかったというところがございしますので、今後、その方向性を明確にして事業を実施していく必要があると考えてございます。

①の4番、喜多方将棋普及事業につきましては、主に春に喜多方の喜楽里杯将棋大会、あるいは平成29年度につきましては特選女流棋士によるしだれ桜女王杯というようなイベント等を開催

しております。それから、将棋の普及を図るために子供たちを対象としました子ども将棋教室を開催して将棋文化に親しめる機会を提供することができたと考えております。

ただし、イベント全体では参加人数が増加しておりますけれども、小・中学校への講師派遣事業、公民館事業などとの連携を通してさらに将棋文化の普及を図っていく必要があると考えてございます。

73ページになります。

73ページの上段でありますけれども、喜多方市の総合文化祭の補助ということにつきましては、文化祭への開催、参加の支援として補助金を支出しているものであります。文化協会各支部への加盟数がほぼ同数で推移しておりますけれども、文化祭への参加団体が前年より平成29年度はわずかに増加したということで、発表機会の拡充が図られたと考えております。今後は文化祭のまだ参加していない団体への参加数をふやしていくということが課題であろうと考えてございます。

その下になりますが、喜多方市文化協会の補助につきましては、喜多方市文化協会の各支部に対しまして、加盟文化団体の活動の活性化を図るということに対しまして支援しているものでありますけれども、今後、さらにその活動の活性化をしていくために、各団体への新規加入者の確保をすることなどが課題であろうと考えてございます。

施策目標に関する評価でありますけれども、美術館の各種事業については、すぐれた芸術作品を気軽に楽しめる機会の充実が図られたと考えてございます。

喜多方市文化芸術創造都市推進事業につきましては、市民みずからが行う実験的な事業が取り組まれる、また喜多方将棋普及事業では将棋大会、子ども将棋教室が開催され、文化芸術への関心と理解が高まったと考えてございます。

喜多方市総合文化祭の補助、文化協会への補助については、それぞれ文化協会各支部への加盟数がほぼ同数で推移している中で、文化祭への参加団体数が若干わずかに増加したということで、文化芸術を気軽に楽しめる活動の機会の充実が図られたと見られてございます。

31年度に向けてでございますけれども、施策①の1、美術館の活動につきましては、企画展の入館者数を増加させるための方法として積極的にフェイスブック等のSNSの活用を図るという

ことが必要であろうと考えてございます。

施策の①の２、美術館と学校教育との連携につきましては、今後、小・中学校との教育活動との連携、支援方法について検討してまいりたいと考えてございます。

①の３、喜多方市文化芸術創造都市推進事業については、美術館で行われておりますふるさとの風景展入賞者の展覧会を市内の蔵を会場に行うなど、美術館と連携した事業あるいは小田付地区を活用した事業など、新たな手法を検討しながら市の方向性をまとめたいと考えてございます。

①の４、喜多方将棋普及事業につきましては、一部小・中学校や、あるいは公民館において将棋の普及、啓発を図るための試行的な取り組みを始めて事業の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

①の５、喜多方市の総合文化祭への補助、文化協会の補助につきましては、文化祭への参加あるいは文化団体への加入の促進を図るために広報誌等を活用するなど、周知方法の改善を図ってまいりたいと考えてございます。

74ページをごらんいただきたいと思います。

74ページから81ページでありますけれども、基本目標３の②地域に残る自然や歴史・文化等の保全と活用についてであります。

82ページにつきましてその指標を掲載しておりますが、記載のとおりであります。

83ページをごらんいただきたいと思います。

全体の総合評価を申し上げます。

重点事業に関する評価の概況であります。

施策の②の１、これについては指定文化財の保護、保存ということでありまして、補助金によって国指定文化財長床など、県や市の指定文化財保存事業が実施されまして、必要な指定文化財の保存、管理が図られたところであります。

施策の②の２、喜多方の歴史再発見事業については、平成26年度から29年度まで、長床などの新宮熊野神社を中心に調査を行ってまいりまして、長床や本殿に安置されている木造の獅子像のほか、御神像などがいずれも当初の説を覆す平安時代の後期ごろになるという見解が示され、新たな価値が明にされたところであります。今後、これらの文化財について、これまで以上に地域の宝として活用していくための方向性を検討する必要があると考えてございます。

②の３、伝統的建造物の保存地区選定及び保存事業であります。これにつきましては小田付地区の伝統的建造物群保存地区につきまして範囲を決定して、またこの地区について保存計画を策定し、国への重要伝統的建造物群保存地区の選定の申し出を行うということで事業の進捗が図られたと考えてございます。今後につきましては、小田付地区の町並みについて保護、保存、活用するため、建築基準法の制限緩和条例の制定等について検討する必要があると考えてございます。

②の４、伝統的な建造物の中の蔵等国登録有形文化財保存支援事業についてであります。これらは国へ登録された蔵等の文化財について修理などの補助金を活用することで、所有者の負担の軽減を抑えて適切に文化財が保存、活用されるというようなことの事業であります。

なお、適切に修理等を行うためには、次年度以降の修理等の支出について10月までに希望を把握して、その内容や費用について文化財保護審議会等の専門家による確認を行いながら実施する必要があると考えてございます。

施策②の５につきましては、天然記念物の保護、保全ということでありまして、これにつきましては塩川町にあります市指定天然記念物の杓子ヶ入メグスリノキに関連した雄国山麓の巨樹巨木をめぐる扇ヶ峰トレッキングというものが行われまして、天然記念物の周知の活用が図られたところであります。

②の６につきましては、会津の御田植祭記録作成事業ですが、これにつきましては慶徳稲荷神社の御田植祭と会津美里町の伊佐須美神社の御田植祭の２つについて、会津の御田植祭をということで記録作成の事業を実施いたしまして、報告書を作成したところであります。報告書を作成することによって、調査を通した文化財の基礎資料が整理されております。今後につきましては、平成30年度中に翌年度以降の映像記録の作成ということで内容、手順を確認する必要があると考えてございます。

②の７につきましては、民俗資料の適切な維持、管理ということで、市内の６カ所の郷土民俗館等の修繕等について管理が図られたところでございます。なお、老朽化が進んでいるということで、午前中にもご説明しました施設の集約化や他の施設との複合化を検討する必要があると考えてございます。

②の８につきましては、これの公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の調査を行って個別施設カルテというものを作成して

資料を整えたところであります。

31年度中にその計画を策定できるように、30年度中に方向性について検討する必要があると考えてございます。

施策目標に関する評価につきましては、それぞれ文化財の保存事業に係る経費を補助するようなことで歴史、文化への関心が高められ、郷土を愛する心が育まれたと考えてございます。

また、伝統的建造物群や喜多方の歴史再発見事業その他につきましても、調査や報告書作成等を通して地域の宝である伝統文化を守っていくことにより、歴史、文化への関心が高まったと考えてございます。

31年度の方向性でございますけれども、次の1については指定文化財を保護、保存するためにこの事業については継続していきたいと考えてございます。

②の2、喜多方の歴史再発見事業については、今年度で事業を終了いたしますので、今後、その成果を地域に、文化財保存地域活用計画というのを作成する中で方向を検討していきたいと考えてございます。

②の3の伝統的建造物の保存事業については、さまざまな補助金あるいは条例の制定等々も検討する必要があると見てございます。

84ページが一番下でありますけれども、蔵等についても適切に保存、管理をするために補助事業を継続してまいります。

85ページになります。

②の5の天然記念物につきましても、同様に補助事業は継続してまいりたいと考えてございます。

②の6、会津御田植祭の記録作成事業につきましては、平成31、32年度の2カ年で国庫補助を利用活用して映像の記録を行う計画となっております。

②の7につきましては、先ほども説明いたしましたが、喜多方市の公共施設等総合管理計画の個別施設計画を作成する中で方向性を検討する必要があると考えてございます。

②の8につきましても、同様な考え方で方向性を検討する必要があると考えてございます。以上であります。

教育長

ありがとうございました。

今ほど、基本目標3、歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな感性と郷土愛を育むということで、その中の施策目標の①と②について説明がありましたが、ここについて何かございますか。ご

意見、ご質問等あればよろしくお願いいたします。

荒明委員

66ページ。

実績値を見ますと、これも30年度の改善点とか事業による効果のところが特になしと書いてあったのでちょっと気になって中身を見たんですが、高校生が会津美術展へ参加した高校数と出品点数を見ますと、出品点数が少なくなったとはいえ、参加している高校の数は多いので、10校、9校、11校と見ますと、29年度はふえてはいるので、そういう点については事業による効果のところに記載できるのではないかなと感じたんですけれども。

それから、あくまでもこれは29年度の活動内容に対する点検・評価なんですよ。ですから、このページの平成29年度の取り組み状況の中に、対象、手段とかありますけれども、29年度の取り組み状況の中に今後検討という文言があるのは何か合わないような、先ほどの48ページもそう思ったんですが、29年度の取り組みを書けばいいだけのことだと思うので、何かすっきりしないなと思うんですが、これがちょっとどういうことなのかをお話してください。

文化課長

これにつきましては、先ほどの図書館と同じような考えでありまして、この事業内容としました市美術館と学校教育との連携という部分を基本目標の1に貢献する事業の内容でありましたが、今現在、それに取り組んでいないということでありましたので、31年度以降に新たな取り組みを検討すると。それで、平成29年度については事業の詳細の括弧の中に記載してあるように、29年度についてはこのようなかわりについて記載したということでありました。

ただ、実績値まで記載してあるということで参加校はふえているということであるのであれば、効果は、29年度にこういう状況でやったものについて報告があるものについては、再度、その部分も記載ということについても、内容について確認いたします。

教育長

よろしいですか。

じゃあ、補足で。

教育部長

先ほど、図書館、美術館とありましたが、この趣旨自体は今までやっていなくて、31年度以降に新たなこういう視点で取り組みを展開する必要があるということで記載している部分です。今まで美術館だったり図書館だったり学校教育とうまく、もっとよりよく連携して学校教育を支援していくような何か取り組みはできないかという観点でのものです。ただ、この講評自体がそもそ

も29年度の取り組みの部分を書く用紙に記載している体裁をとったのでわかりにくくなっているかと思います。そこは記載調整したいと思いますので、趣旨としてはそういうことです。

なので、書くとすれば、例えば、今、66ページの部分がありましたが、ここについての施策目標に関する評価が71ページから73ページになっていると思います。72ページのところから73ページの上までは29年度の取り組みそれぞれについてのこういう評価等の概要を書いて、73ページの中ほどには、全体として施策目標に対してどう総括、評価をするかという内容で書いています。73ページの後半部分は、31年度に向けてとありますけれども、今のような趣旨で、31年度に向けてのところの最後にでも、新たな取り組みの方向性だとかということで、今後、こういう視点で取り組んでいく、あるいは検討していく必要があるんじゃないかということで、ここの部分にまとめて記載したほうがわかりやすいのかなと思います。次回まで、またわかりやすい方向ということで記載方法を検討してみたいと思います。以上です。

教育長

じゃあ、記載方法については、今、部長からあったように今後から検討していくということでよろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

ほかにご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

<なしの声あり>

教育長

それでは、時間もあれなので、これで協議事項の5の部分については終わりたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。何か質問ありましたら。

<なしの声あり>

教育長

それでは、協議事項はこれで終了となります。

続いて、その他に入ります。

私からは特にありませんが、委員の方からはよろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

じゃあ、事務局から。特にいいですか、そのあたり。連絡事項ではあるけれども、その他のことではないですか。

では、連絡事項ということで平成30年度の教育委員会会議の開催日程関係で。

教育総務課長

それでは、最後の12ページをお開きいただきたいと思います。

10月29日、13時から臨時会を開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。場所についてはこのことと同じ場所でございます。

なお、この臨時会は1時間半程度開催させていただきまして、その後につきまして、表の下でございますが、耶麻支会の秋季研修会に行きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、記載してございませんが、17時40分からは、終了後、懇親会もありますのでよろしくお願いいたします。

2番目の先進地視察研修でございますけれども、こちらにつきましては、当初、須賀川市と茨城県の笠間市でご案内しておりましたけれども、笠間市で通常は12月議会だったのですが、ことし急に、この研修日のときに議会ということで対応できないという連絡がありまして、急遽、同じ茨城県の北茨城市と変更させていただきました。

なお、詳細は本日配付させていただきましたA4 1枚の日程表の計画案をごらんいただきたいと思います。

日時は11月14、15で変更ございません。

1日目が須賀川市の稲田学園の視察をして、移動して、宿泊先は北茨城市に宿泊予定でございます。

2日目、15日は北茨城市の関本小中学校について視察を行いたいと思います。終了後、庁舎に戻ってくるという日程で予定しております。訪問先につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。以上でございます。

教育長

今、事務局から連絡事項ということで、ここの開催日程関係とあと先進地視察の件でお話がありました。ここについて何かございますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、そのようなこれからの日程ということでよろしくお願いいたします。

最後に、委員の皆さんから何かありましたらお願いいたします。いいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、これをもちまして10月の教育委員会の定例会を終わりたいと思います。

なお、終了時刻は午後3時21分ということでお願いいたします。お疲れさまでした。

閉会（午後3時21分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐